平成22年3月17日(水曜日)

第1回松島町議会定例会会議録

(第6日目)

出席議員(18名)

1番	綠	Щ	市	朗	君	2番	佐	藤	皓	_	君
3番	高	橋	辰	郎	君	4番	伊	賀	光	男	君
5番	冏	部	幸	夫	君	6番	高	橋	利	典	君
7番	渋	谷	秀	夫	君	8番	高	橋	幸	彦	君
9番	尾	口	慶	悦	君	10番	色	Ш	晴	夫	君
11番	赤	間		洵	君	12番	太	齋	雅	_	君
13番	後	藤	良	郎	君	14番	片	Щ	正	弘	君
15番	菅	野	良	雄	君	16番	今	野		章	君
17番	小	幡	公	雄	君	18番	櫻	井	公	_	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町	長	大 橋	健 男	君
副町	長	西村	晃一	君
総務課	長	佐 藤	幹夫	君
企画調整課	長	小 松	良一	君
財務課	長	熊 谷	清一	君
町民福祉課	長	安 部	新也	君
産業観光課	長	阿部	祐 一	君
建設課	長	中 西	傅	君
会 計 管 理	者	大 友	忠	君
会 計 課	長	佐々木	千代志	君
水道事業所	長	丹 野	茂	君
総務管理班	長	櫻井	一夫	君
教育	長	米 川	稔	君
教 育 課	長	亀 井	純	君

事務局職員出席者

事務局長 高平功悦 主 幹 佐々木 弘子

実

君

君

議事日程(第6号)

平成22年3月17日(水曜日) 午前10時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- ∥ 第 2 一般質問
- 『第 3 議案第21号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正 について
- 第 4 議案第22号 松島町次世代育成支援行動計画の策定について
- 『第 5 議案第23号 平成21年度松島町一般会計補正予算(第7号)について
- 『第 6 議員提案第2号 父子家庭と母子家庭がともに「ひとり親家庭」として平等に支援 を受けられるよう対策を求める意見書について
- 『第 7 議員提案第3号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書について
- 第 8 議員提案第4号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向 けた取り組みを求める意見書について
- ∥ 第 9 委員会の閉会中の継続審査・調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長(櫻井公一君) 皆さん、おはようございます。

平成22年第1回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(櫻井公一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、2番佐藤皓一議員、3番高橋辰郎議員を指名します。

日程第2 一般質問

○議長(櫻井公一君) 日程第2、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして質問を許します。質問者は、登壇の上、質問を願います。

3番高橋辰郎議員。

〔3番 高橋辰郎君 登壇〕

- ○3番(高橋辰郎君) それでは、質問を行います。
 - 一つ目、児童館建設についてであります。

本年1月27日、議会全員協議会において松島町次世代育成支援行動計画後期計画が示されました。地域子育て支援拠点事業として、広場型、児童館型、センター型等があり、町として乳幼児を持つ親だけでなく、小中学生や地域住民が集い、交流できる場、児童館の設置とあります。当局の考えは、勤労青少年ホームをもって児童館に充てるということでありますが、この結論に至る検討内容をお聞かせください。

二つ目、高城町低地の雨水排水対策と22年度予算についてであります。

質問箇所については、高城川左岸、明神橋より中橋の間及び明神橋周辺住宅地、西柳、愛宕 一地帯の住宅地であります。

○議長(櫻井公一君) すみません。1問1答でいきますので、よろしくお願いします。(「失礼しました」の声あり)

答弁、西村副町長。

○副町長(西村晃一君) それでは、高橋議員の一般質問にお答えいたします。

児童館建設について、その検討内容ということでのご質問かと思います。

松島町の次世代育成支援行動計画後期計画、この策定につきましては、担当課でございます 町民福祉課におきまして、原案となる文案を作成し、庁内関係各課との協議を全8回行い、 そこで出された意見を踏まえ、有識者10人で構成されます策定委員会におきましてご提案申 し上げて、委員会の合意に基づき今回ご提示しているものでございます。

また、平成20年度に行いました未就学児、就学児ニーズ調査の結果を見ますと、子育て支援 センターの利便性が悪い、小学校4年生以降も子どもが安心して利用できる場が欲しいとい うようなさまざまな意見が、保護者より多く出されているところでございます。

策定委員会の中で本件につきましてさまざまなご意見が出されました。議論の中では、この 勤労青少年センターの中に児童館を設置することにつきまして、施設的に若干狭いのでない かというようなご意見。また、一方では、高城町の中心地に位置して利便性が高く非常に便 利ではないかというような点。あるいは、小中学校の帰り道に寄ることが可能であり、図書 室もあるということで勉強もできるなどさまざまなご意見が出されておりました。

そういったことも踏まえまして、最終的なまとめとして、まず町の財政状況等々や子育て支援センターの位置関係等々考慮しながら、子どもをお持ちの親御さんの要望をできる限り早期に実現できる場所ということで議論がまとまりまして、児童館に位置づけすることが導き出されたものでございます。以上でございます。

- ○議長(櫻井公一君) 高橋辰郎議員。
- ○3番(高橋辰郎君) 大体子育ての場所につきましての意見は、お聞かせをいただきました。 ただ、あそこは勤労青少年という目的を持ってつくられたところでありまして、その関係で はどんな意見だったんでしょうか。
- ○議長(櫻井公一君) 答弁、西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) 既に、勤労青少年ホームという形で開設してから、年数もたちまして、 実質的には図書館として使われている部分であるとか、集会所という形で使われている部分 とか、実際の使用者が勤労者に限らず、一般町民、すべての方々が利用できるという施設に 変わってきております。そういったこともありまして、国の方でも、勤労青少年ホーム絡み も含めまして、補助金の適正化法など規制緩和によりまして、20年を経過した建築物等につ いては届け出により用途廃止もできるというような柔軟な対応が国から示されておりますの で、名称は今のところ「勤労青少年ホーム」という名称でございますけれども、より住民の

身近な施設としてさまざまな利用ができるものというふうに考えておりましたので、当面児 童館の設置ということで、高城地区内にほかの施設を考えますと、あそこを改修して設置す るのが一番よろしいのかなという判断があったということでございます。

- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) 用途廃止ができると、こういうことがまず確認できました。すべての人が利用している、そういう勤労青少年センターになってきているという時代変化もわかりました。図書館もあると、これは大変いいことですね。図書館があるということは大変いいことであります。年数がたったと、そういう理由のようでありまして、わからないわけではないです。

ただ、ここを児童館とする場合には、当然親御さんもと書いてありますよね、町民が広く、単に乳幼児に限らず広く住民が集って、そこでコミュニケーションを図っていくという場であるというふうに後期支援の形の中では明記されているわけですが、今のお話を聞きますと、どうも一般町民の利用は広く考えていないのかなという認識を持ちましたが、この点いかがですか。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁、西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) 施設設置に当たって、例えば1階のホールの現在の部分を間仕切り等をして、そこを児童館というような形にしたいというふうに今のところ考えています。ですので、ある一定の改修が、経費としてはかかってくるんだろうなというふうに思っておりまして、そこは例えば防音効果の高いもので間仕切りをするとか、そういったことを考えています。ですので、児童館を利用する方々は、そういうお子さんをお持ちの方々が利用することになるでしょうし、図書館は従来どおり一般の町民の方が利用するというようなこと。それから、2階のそれぞれの部屋については、児童館という位置づけの部屋も出てきますし、あるいは音楽室等は従来どおり使えるのかなというふうに思っておりますが、これは今後、利用者の方々と詳細に詰めてまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) 現在、各種団体の皆さんがお使いになっていますよね。それは、今の副町長の答弁で、今後そういう方々との意見は調整していきたいと、こう理解していいわけですね。

それで、間仕切りをするということですが、私は、2階を児童館的な要素に充てるのかなと 勝手に思ったりしているんですが、そうではなくて、現在、荒っぽく考えての間仕切り、ど んなふうに思っていらっしゃるんですか。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁、西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) 今ほどちょっと申し上げましたけれども、例えば図書室の前など少し 広目のホールの部分がございます。ですので、そこに間仕切りをして、そこを児童館という 形にするとか、あるいは2階の部屋の一部を児童館というようなことで考えているところで ございます。
- ○議長(櫻井公一君) 高橋辰郎議員。
- ○3番(高橋辰郎君) どこか先進地をごらんになりました。
- ○議長(櫻井公一君) 答弁、西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) 改修に関しての施設見学はしておりません。
- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) ぜひ検討していただきたいです。現地に行かなくても、間取り図を見るとか、どういう機能でどういう利用をされているとか。私は、大衡村を見てまいりました。それで、私の見た目では、あそこを勤労青少年という名称を外して多目的な利用にしていくと、そういう施設にすると。間仕切りをすると、多目的利用だと。ちょっと私は、これは児童館としては問題が多いのかなと、こう認識をしました。なぜなら、子どもは激しく動き回るものです。時には、けんかもすると思います。泣き声で大きく声を出すときもあると思います。あれやこれや考えますと、児童館は独立すべきであるというのが私の見解であります。そして、できれば児童館には、やはり図書室があった方がいいだろうと思います。

それで、幼稚園も保育園児も小学生も中学生も一堂に利用できる施設が望ましいと思います。とかく箱物行政と言われて嫌悪されておりますが、我が町にとっては、子どもを大切にする、子どものためにという施設が非常に乏しい。留守家庭児童学級を見ても、しかりであります。あんな狭いところに70人も押し込めて、それで時間を過ごさせる。極めて私は間違っていると思いますが、いかがですか。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁、西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) 今回の児童館の検討に当たりましては、やはり早急にそういう施設が必要であろうと。この児童館の構想そのものは、前期計画の中にも上げられておりました。それで、今回、今後の5カ年の計画の中で児童館を建設可能ということにするには、やはり既存施設の改修という道が、一番迅速に対応できるのかなというふうに考えたわけです。全く新たな場所で用地取得をし、それなりの施設を建設するということとなりますと、補助金

等々入れても、相当の金額が町としては財政的な負担になってくるということも考えあわせ たときに、やはり現在の勤労青少年ホームの立地的な、非常にいい利便性等々も考えあわせ、 そこの改修ということで、町民の方々に、より早く児童館、近隣の市町村も徐々に整備が整 ってきておりますので、まずはおくれをとらないように児童館の設置ということを考えたこ とで、そういった結論になったということでございます。

- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) この件は、まとめにしたいと思います。最後の意見です。

ことし利府町では、菅谷第二児童館をつくると、こういうことを利府町に行ってお聞きをしてまいりました。現在は、葉山団地の中に児童館として対応している施設もあると。そして、現在は、もう1カ所あるらしいですね。ですから、ことしの菅谷台で3カ所目ということでございます。そして、これは余計なことかもしれませんが、利府町では病後児の保育もやっているんです。風邪は治った、下痢は治った、しかし子ども1人を家においていけない。そういう子どもさんを、クリニック、病院等々と連携をとって、どうぞご安心してお預けになってください、医療設備も医師も対応しておりますという病後児童保育もやっているわけです。7,000円かかるそうです。うち4,000円が町費負担だそうです。というようなことで、やはり子どもというのに絞っていくと、今は非常に重点的に重い、そして厚い、そういう施策がどこでもとられてきているのであります。

それで、迅速に対応できるというふうに言いますが、5年もあるんですよ。5年間という年月の中で、これすらできないと。まして、前期の5カ年計画では、できなかったわけでありますから。それこそ急いでやってもらうというのは、大変結構なことでありますが、急ぐ余りに、既存の施設を利用するということであってはならないと思います。急ぐ余りだとすればですよ。そういうこともご指摘をしておきたい。そして、もう一度ご検討していただきたいと、こう思いますが、いかがですか。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁、大橋町長。
- ○町長(大橋健男君) 大変貴重なご意見だと思います。

ただ、今後5年間ということですと、今、松島町としての全体の実施計画もつくっておりますけれども、そういう中では、新しい施設というのは、やはり無理かなというふうに思っております。理想的な形を言えば、議員ご指摘のようなお話かというふうに思っておりますので、できるだけご意見を取り入れられるように努力していきたいなというふうには思っております。

- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) 味のある町長の答弁でしたね。よい意味でとると、極めて夢が広がります。きょうの天気のようであります。こんなことを申し上げて1問目を終わります。

2問目、繰り返して議長、恐れ入ります。高城町低地の排水対策です。

質問箇所については、高城川の左岸、明神橋から中橋の間及び明神橋周辺住宅地、西柳、愛 宕一地帯の低地にある、言いかえますと、昔から同じ高さで現存する住宅地のことを指して おります。昨年も、この地の雨水対策を当局に求め、早急な問題解決を促してまいりました。

町当局からは、昨年6月の補正予算議会で、当面なし得ることの見解が示され、水路の泥土 除去等が速やかに行われました。また、必要な下水道雨水排水計画も示されたところであり ました。こうした当局の見解と具体的対処については、住民の方々も大変喜んでおられまし た。私からも、その対処については、感謝の意を表したいと思います。

そこで、次について伺います。当面なし得ること、排水溝の清掃を行う。この清掃を行う前、 その後の状況、結果を、当局はいかにとらえているのか伺います。

今後の対策として必要なポンプ設置は、現在対応中と思いますが、22年度はどのように進めようとしているのか伺います。

全体的に現在布設されている排水溝は400ミリ幅で、これを500ミリにしていきたいとの考え も示されておりますが、工事化への見通しを伺います。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁を求めます。西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) それでは、高城町低地の雨水排水対策につきましてのご質問でございます。

まず初めに、西柳の関係でございます。その西柳の側溝清掃でございますけれども、昨年秋 に町道高城町線、千葉商店ガソリンスタンド前の側溝清掃を実施いたしまして、排水が改善 されたということを確認しております。この箇所の排水は、町道を横断し、熊谷クリーニン グ裏の水路に流れ、最終的には新町雨水ポンプ場より高城川に排水となっているところでご ざいます。

また、高城川左岸におけます排水管の清掃並びにフラップ弁の修繕、これは昨年10月から11 月にかけて行いまして、排水機能が維持されているということを確認しております。

今後とも、定期的な点検を行い、支障が生ずれば対処し、排水施設の良好な維持保全を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、今後の対策でございますけれども、必要なポンプ設置における問題点といたしまして

は、事業を実施するためには多額の費用が必要となりまして、国の補助事業での事業化が必要と考えております。そのためには、事業認可の位置づけが必要でありまして、現在、認可を受けております下水道事業の認可変更が必要な平成24年度までに認可変更を行い、その後は、現在実施している既存雨水ポンプ場の電気機械設備の更新計画と調整、これを図りながら基本設計、実施設計、用地買収、工事施工等々で4年から5年の年次計画になるというふうに考えております。

事業認可に向けて、国・県対策につきましては、現在、宮城県の事業で進められております 高城川河川改修事業と今後も調整を図りながら、円滑な事業化に努めてまいりたいというふ うに考えております。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁が終わりました。高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) それでは、具体的に少し伺わせていただきます。

確かに、千葉商店周辺、愛宕一地帯ですね、泥土の清掃を行っていただきまして、その後雨の降る日も何度かありました。かなり激しい分に入るのではないかという雨水のときもありました。私も、ずっと見回って歩きました。住民の方の対応を聞きました。「心配なかったです。わずかの時間に家の周辺に雨水たまるということはありませんでした」ということを聞いております。「大変よかったです」ということです。

そこで、今、副町長言った、幹線へ流して新町雨水ポンプ場まで持ってくる、それには周辺の泥土だけではいけないんですよね。ずっとポンプ場まで持ってくる、やはり幹線をいつも流れがいいようにしてもらわなければならないということであります。そのことは、ぜひ今後もお願いをしたいと思います。フラップ弁ですが、これは川から低地にある住宅地へ逆流してくるという現象をとめるためにつくったフラップ弁でありまして、もう十何年放置されておったと。その結果、砂が詰まり、泥土が詰まり、非常に役目を果たさなくなってきたということを指摘して、これも手をかけていただいたと。10ないし12月にかけて行っていただいたということであります。

ちなみに、このフラップ弁の箇所は、何カ所を手にかけられたのでしょうか。まずここから 始めたいと思います。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁を求めます。丹野水道事業所長。
- ○水道事業所長(丹野 茂君) フラップ弁につきましては、中橋明神地区におきましては2カ 所、それから明神地区以降3カ所ございます。それで、それらの泥土の排水、これを清掃し ております。そして、弁の加減ですね、これで確認をしまして、3カ所を補修しております。

以上でございます。

- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) それで、合計で6カ所、フラップ弁は。6カ所ね。それで、2カ所……、 ちょっと聞き取りづらかったです。
- ○議長(櫻井公一君) 水道事業所長。
- ○水道事業所長(丹野 茂君) フラップ弁のある箇所が5カ所で、補修をしたのが3カ所でご ざいます。
- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) そうしますと、5カ所のうち3カ所を補修をしたと、こういう理解でいいですね。それで、どのような補修をなされました。
- ○議長(櫻井公一君) 丹野水道事業所長。
- ○水道事業所長(丹野 茂君) 鋼製の弁があるわけですけれども、そこに水密ゴム、これがあるわけですけれども、それが老朽化、あるいは破損しているということで、そこの部分を補修をしたということでございます。
- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) 次に、これもなかなか筆記が難しくて、聞き漏らした分があるんですが、 当然認可が必要になってくると、今後はね。24年度まで認可の変更手続をとりたいと、こう いうことでよろしいんですね。それで、基本設計云々、基本設計はわかったんですが、あと がちょっとわからなかったんですが、4ないし5年かかると。ここのところをもう一回ちょ っと繰り返していただきたいんですが。
- ○議長(櫻井公一君) 実施設計等について、西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) 通常の工事施工に関する順序ということでございますけれども、例えば基本設計、実施設計、そして用地買収、工事施工等々の流れでいくということから、4年から5年ぐらいの年次計画になるのではないかという話をいたしました。
- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) そうしますと、認可を取るだけで24年度までかかるよと。今22年だから、 24年ですから、あと2年かかりますよと。その後、さらに四、五年かかりますよと、こう理 解してよろしいですか。
- ○議長(櫻井公一君) 西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) そのとおりでございます。

- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) あとちょっと、私これがわからなかったんですが、北上川河川改修と連携をすると。そこをもう一度お願いします。
- ○議長(櫻井公一君) 西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) 現在、宮城県で高城川の改修事業を行っております。(「高城川か」の 声あり) そこと連携してやる必要があるということでございます。
- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) 北上川というか、私、迎山の高校の裏にある、あそことの連携かと思って、耳が悪くなったんですね。はい、わかりました。

それでは、具体的にもう少し突っ込ませてください。千葉商店周辺の愛宕一、現状のままで 大体汚泥、泥土の除去さえしておけば、将来的にも不安がないよと、こういうふうに考えて、 認可を取るときにここは対象になりませんか。

- ○議長(櫻井公一君) 丹野水道事業所長。
- ○水道事業所長(丹野 茂君) 千葉さん、ガソリンスタンド、あと熊谷クリーニングさん、その辺の周辺につきましては、建設課と連携をいたしまして、建設課では平成22年度、熊谷クリーニングさんの側溝を改修するという予定をしております。それから、下水道につきましては、今年度応急用の100ミリのポンプを設置します。そして、その稼働が良好にというか、排水が円滑にできるように約20メートルの側溝改良を22年度予定しております。それで、事業認可での対応といたしましては、ポンプ場、そして西柳地区の沿線の道路側溝の改修、これを見ることになります。以上です。
- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) 次に、鈴国さんの裏一帯についてでありますが、お聞かせをいただきたいと思います。現在、ポンプの設置が行われている経過途上にあると思いますが、このポンプは、あくまでも臨時ポンプだと。それで、いつごろおできになりますか。
- ○議長(櫻井公一君) 丹野水道事業所長。
- ○水道事業所長(丹野 茂君) 鈴国さんの裏の方に100の応急排水ポンプを設置しております。 3月、今もうちょいなんですけれども、31日までは完成する予定でございます。以上です。
- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) それから、このポンプ場に続いている側溝は、現在、大体400ミリだと 思いますが、これの改修も将来的にも、認可と絡めて拡大をされますか。

- ○議長(櫻井公一君) 丹野水道事業所長。
- ○水道事業所長(丹野 茂君) 新しいポンプができれば、その側溝も改修しないと排水能力が 円滑に機能しないということで考えております。以上です。
- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) そうしますと、この辺一帯は面的整備をするという、その方針には変わりはないですね。

その次は、鈴国さんから河口に向かっての周辺であります。表通りでいきますと、内田商店の駐車場があるところ、福田、昔の万治郎さんの高城川沿いの裏になりますね。それから、現在、高橋カメラ店の川沿い、この2カ所に、いずれポンプをというふうにお聞きをしておったのですが、この辺はいかがですか。

- ○議長(櫻井公一君) 丹野水道事業所長。
- ○水道事業所長(丹野 茂君) 河川側ですか、それとも町道側ですか。
- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) 河川側。それで、これは可搬式ポンプを投入すると、こういうことでありましたが、この辺はどうなりますか。
- ○議長(櫻井公一君) 丹野水道事業所長。
- ○水道事業所長(丹野 茂君) 9月補正で50ミリの可搬式ポンプを3台、そして発電機付3台 を既に用意をしております。用意した以降、雨が降らないので、ちょっと投入はしていなかったんですけれども、今後、中橋明神地区で、特に排水、雨が降ると排水に支障が出るという箇所には即対応できるようになっております。以上でございます。
- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) 50ミリというのは、可搬式と理解していいんですか。
- ○議長(櫻井公一君) 丹野水道事業所長。
- ○水道事業所長(丹野 茂君) はい、そのとおりでございます。
- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) 次、発電式というのは、これはちょっと重いんですか、簡単に持ち運び 可なんですか。
- ○議長(櫻井公一君) 丹野水道事業所長。
- ○水道事業所長(丹野 茂君) ポンプ及び発電機も可搬で、持ち運びは手軽にできます。以上です。

- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) そうしますと、総台数で用意したポンプは6台と。課長の答弁は50ミリポンプ3台って言ったんですよ、発電式3台と言ったんですよ。そういう意味ではないんですか。発電ができるポンプという意味なんですか。
- ○議長(櫻井公一君) 丹野水道事業所長。
- ○水道事業所長(丹野 茂君) 発電機とポンプがセットで1台です。それが3台、50ミリの3 台を用意しました。以上です。
- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) これは、従来は、ポンプを貸すという考えもあったんですよね。当該地にポンプを貸すから、雨が降ったらそれではいてくださいと、こういう考えもあったんですが、年寄りの世帯もあって、なかなかそれは対応できないのではないかということを問題指摘していたんですが、この辺の問題整理はどう図られました。
- ○議長(櫻井公一君) 丹野水道事業所長。
- ○水道事業所長(丹野 茂君) 所内でもいろいろな議論がありました。個人に貸与、あるいは 委託をして、ここですと水道関係の業者に委託をして対応する、あるいは事務所の職員で対 応するという三つのケースが考えられるのでございますけれども、今回、その3台のポンプ も出ました。それから、応急排水のポンプも稼働できるようになるということになりました ので、その辺は住民の皆さんと、ちょっともう一回相談をいたしまして、どのような方法が いいのかを確認して対応したいと思います。当面は、職員が手軽に運べますので、それは万 全にやっていきたいと思います。以上です。
- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) 大分具体的に対応されてきておりまして、ありがたいなと思います。 ただ、ここで問題なのは、例えば内田商店の駐車場のある表通りでいきますね、それで一番 高城川沿い、ここについては、昔の内海工務店さんの周辺ですよ。それで、ここに、確かに ご指摘のとおり雨が集まってくるんですよね。ただ、ポンプですから、ポンプの取水口を投 入するわけです。簡単に言えばますのような流れ。私は、このますが極めて小さいと、こう 思ったんですが、いかがですか。改修の余地はないんですか。
- ○議長(櫻井公一君) 丹野水道事業所長。
- ○水道事業所長(丹野 茂君) 現地を見ますと、川への排水管、ご指摘のとおりかなり小さい 側溝、あるいは溝という感じでございます。私たちは、雨が降ったときは、その500のポンプ、

それから100も持っております。それで、状況を確認しながら、最初は50の投入になると思うんですけれども、足りなければ100をまた投入するというような臨機応変の対応でしたいと思っております。また、その側溝の改修につきましては、高城川の河川改修が進んでくるわけでございまして、それで低地排水も統合した排水管に排水することになると思うんですけれども、その辺の解決を待ちたいというふうに思っております。以上です。

- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) 50ミリでも私は、雨水が集水するますは小さいと思っているんですよ、 見て歩いた結果。それで、100ミリ投入なんていったら、まだまだあのますを大きくする必要 があると、こう理解するんですが、私の認識は間違っていますか。
- ○議長(櫻井公一君)丹野水道事業所長。
- ○水道事業所長(丹野 茂君) 21年度、台風で100を投入しております。それで、現地を見ますと、投入をして、応急排水も順調にやれましたので、100でも、今の側溝は小さいですけれども、可能でありました。以上です。
- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) 可能であったということですから、理解をしたいと思います。

ただ、見たところ、ますの大きさはこんなもんですね。これよりちょっと小さいです、幅で言えば。ちょうどこのぐらいですよ。だとすれば小さいなと、私は素人なりに理解をしたんです。担当課長が自信を持って、実績もあるということですから、それはそれで理解したいと思います。

ちょっと前後しましたが、鈴国さんの裏のポンプは、排水はホースですよね、土手をくり抜いた排水管などは設置をしませんよね。あくまでも、土手を越すホースで排水をすると、こう理解していいんですか。

- ○議長(櫻井公一君) 丹野水道事業所長。
- ○水道事業所長(丹野 茂君) 最初は、河川との関係もございまして、配管を土手の近くまで持ってきて、サニーホースで排水という考えでおりましたけれども、県とご相談いたしまして、何とか許される範囲で配管の方式でやれるような方向で今なっております。以上です。
- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) ぜひ配管方式を期待します。この件に関する質問、最後の1点。そのポンプ場から住宅の数にして4戸、5戸目、具体的な名前を挙げるのもどうかと思いますが、あえて挙げますが、佐藤壁屋さん、鈴国さんの道路を来て明神橋に至る2軒目の家です。こ

この家では、自力で、自分でポンプを買って、雨が降るとそのポンプを投入してきたという ことで、早急な対策を望んでおりましたが、今まで私が質問した範疇外の箇所になっている んですよ。ここについての解決策は考えられましたか。

- ○議長(櫻井公一君) 丹野水道事業所長。
- ○水道事業所長(丹野 茂君) 50の応急ポンプ3台用意しましたので、それの有効利用といったらおかしいんですけれども、そういった応急排水を必要とする皆さんに配慮したいと。地域の説明会をした後に、そういった配慮をしたいということは、皆さんにお伝えしたいと思います。
- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) ここは、ポンプ場との距離は非常に短いんですよ。できればポンプ場まで、仮にビーパーであっても、水の誘導はできると思うんですが、そのことはお考えになりませんでした。
- ○議長(櫻井公一君) 丹野水道事業所長。
- ○水道事業所長(丹野 茂君) そういうことも考えられると思うんですけれども、今のところは50の応急排水、あるいは100の応急排水での配慮を予定しております。以上です。
- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) この件については、以上で終わりたいと思います。大変内容的に得心のいく回答でありましたし、当局の対応について、ぜひよろしくお願いしたいと申し上げたいと思います。

三つ目、大輪の郷グループホームの指定解除と新施設公募について伺います。

まず、グループホーム大輪の郷の指定解除は、1月29日ごろからと理解しているんですが、 正式にはいつだったのでしょうか。本来、虐待もあった施設であります。なぜ指定解除がこ うもおくれたのか、その経緯と内容を伺いたいと思います。

新施設公募について伺いますと、インターネットホームページに公募を開示したのは1月25日と記憶をしております。公募内容は、必ずしも住民福祉の視点では疑問点がないわけではありませんでした。松島町の公募内容は、宮黒管内で同様に施設の新設が動きを見せておりまして、公募では費用助成で補助基準額の、大体数字で言いますと2,600万円ぐらいが補助されるということが明文化されておりました。この数字は、もちろん文字にはなっておりませんでした。

しかし、本町には、補助、費用助成という説明は1行もありませんでした。このことについ

て当局の見解と公募についての所見を聞きたいと思います。

なぜこれを聞きますかといいますと、費用助成が国からなされ、これを受けることができれば入所者の負担軽減になるんです。この補助がなければ負担軽減のない施設になりますから、その分は施設使用料という形で利用者に、入居者にプラスになってくるわけであります。こういうことを考えますと、ほかの市町村の動きを見ますと、費用助成について明らかにその考え方が示されておるのに、我が町はありませんでした。スプリンクラーの設置もしかりであります。このことについてお伺いをします。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁を求めます。西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) それでは、私の方からご回答申し上げます。
 - 一つ目の大輪の郷グループホーム松島の指定解除の関係でございます。

この経過でございます。平成21年11月20日付で指定を取り消し、告示するとともに、県内全 市町村に通知文を送付しているところでございます。

指定取り消しまでになぜ時間を要したのかというお尋ねでございますけれども、平成21年9 月の議会定例会でご説明申し上げましたけれども、地域密着サービス事業者の指定取り消し ということは、県内で、この時点で初めての案件でございました。したがいまして、顧問弁 護士であるとか、県の介護保険室のご協力を得ながら慎重に行ったということでございます。

また、実地検査、それから聴聞会、こういったものを実施することになっているわけですけれども、その際に当該事業者の都合により期日を延期というようなことがございました。したがいまして、取り消しには一連の手順を踏んでということがございましたので、こういった時間が要したということでございます。

それから、二つ目のご質問の新しい施設の公募についてのお尋ねでございます。

町のホームページ等で公募要領の配布開始を行ったのは、1月29日からでございます。応募の受付、実際の公募の応募の受付でございますけれども、5月21日から31日までということになっております。

今回の公募要領の中で、施設建設等に係る補助金の明記がなかったというお話でございます。これにつきましては、平成22年度の施設建設等に関して、宮城県長寿社会政策課からの照会が、2月17日付で計画書の提出が求められました。したがいまして、建設及び開設準備助成金の交付申請に関しては、現在、県との間で協議を行っているところでございまして、公募要領には記載しておりませんでしたが、事業者の方からそのことについて質問がございましたので、質問事項への回答ということで現在、町のホームページで周知するとともに、照会

があった事業者には直接回答をいたしているところでございます。したがいまして、今回の 応募者も、当該補助金を活用して事業計画を策定することができるものでございます。

ただし、これはあくまでも補助金、県予算の範囲内で採択されるということでございますので、必ずしも補助金が申請額どおり交付されるわけではございません。補助金の不交付等も 念頭に置いた上で、十分対応できるよう資金準備の上、応募していただきたいというふうに 考えているところでございます。

また、スプリンクラーのお話がございました。これは、既存施設への、グループホームへのスプリンクラー設置に係る補助金ということでございます。これにつきましては、町内の事業者からも直接問い合わせがございまして説明を行いましたけれども、平成21年度の補助金申請期限までに事業者より当初書類提出がなかったということで、21年度は見合わせたという経緯がございます。今回は、平成22年度交付金につきましては、関係書類が提出されましたので、現在、東北厚生局と事前協議を行っているところでございます。以上でございます。

- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) 指定の取り消しは県内初の事例になったということで、その難しさといいますか、対応には慎重姿勢をとったということについては理解ができます。

しかし、県や関係先と連携をとる、その指導を仰ぐにしても、町の基本姿勢はあってしかるべきです。表現は悪いけれども、丸裸で抱きついて、助けてくれと、教えてくれと、これでは時間がかかる。やはり虐待もあった施設ですから、このことについはて余り触れませんが、この議会でも、この議場でも私やっているんですよ、質問ね。そのとき当局は、虐待があったことは認めているんですよ。いいですか。そして、そういう施設が、最後は入居者を、これも悪い表現で言えば、強制退去を求めてしまったんですよ。そういうことにして、今トウコさんのところの宅老も生まれてきているわけです。それを思えば、もっと早く指定を取り消して、新しい施設をつくるべきだったと。あのごたごたが起きてから、今公募して、そして新しい施設ができるまで3年かかるんですよ、足かけ。3年間は、町の住民はほかの施設に、大輪の郷にいた皆さんは、どこかに緊急避難をせざるをえなかったと、こういうことになるのであります。ですから、やはりその辺は、町はきちんとした見解を最初から持つべきであったと、こう思うんですが、この県の介護保険室等との相談といいますか、打ち合わせといいますか、悩み事といいますか、そういうことについて折衝に当たるときの町はどんな基本姿勢でありました。

○議長(櫻井公一君) 答弁、西村副町長。

- ○副町長(西村晃一君) まずは、入居されていた当時のお話だと思いますけれども、まず入所 者の安全・安心ということで、その施設から、どういった施設に移動できるか。それで、協力を仰ぎながら、その施設に移動していただくということを第一義に考えました。要するに、取り消しというのは、その後の手段、行政でとるべき最高の手段でございますので、取り消しということではなくて、まずはその方々をどこに移動していただければいいのかということで、介護保険室とか周辺の自治体、あるいはグループホーム、特別養護老人ホーム、社会福祉法人等々に担当なりは相談をし、適宜、一昨年の11月になりますか、正確にちょっとお話し申し上げませんけれども、退所するに当たって、まずは人命優先ということを考えて措置したということをご理解いただきたいと思います。
- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) 言っている内容について、わからないわけではありません。ただ、常に執行当局、とりわけ町長、副町長等につきましては、いつも決断が求められているんだと思います。おっしゃるとおり入居者の保護だ、人命優先だというのは、わかりますよ。しかし、あってはならないことが起きた施設ですから、取り消しが最初から妥当なんですよ。おくれればおくれるほど、むしろ人命尊重が薄れていくということだってあるわけですから、私は、今の見解については、余りにも慎重過ぎたということを指摘しておきたいと思います。

そして、大輪の郷に入居した人たちは、今どこに収容なされておられますか。

- ○議長(櫻井公一君) 安部町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(安部新也君) 退去後の方の状況でございますけれども、その後、入院中の方が3名、それから他の市町村のグループホームに入居した方が4名、それから特別養護老人ホームへ入所した方が4名、それから宅老所へ入居した方が5名、老人保健施設に入所した方が1名でございます。

なお、その後の入院中の3名につきましても、退院後は特別養護老人ホーム、老健施設の方 に入所の手続をとっております。以上でございます。

- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) 余り内容には深く、当時の内容については触れないようにしたいと思います。

次、公募のことですが、副町長答弁は、公募をするとき、公募の要領の中に費用の助成があることは記載しておりませんでしたと。そして、応募者から質問があって、費用助成があることをお知らせをしましたと。スプリンクラーについても同様でありますね。これは、公募

のあり方としては不適切、文書上、書くべきものを書いていないと指摘したいと思いますが、 いかがですか。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁、西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) 公募の1月29日の段階では、県の方から22年度の事業計画の提出が求められていない時期でございましたので、その点につきまして、まだわからない状況でございましたので、とりあえず公募には書かなかったということでございます。その後、2月17日付で長寿社会政策課の方から照会があり、計画書を提出したということで、それが確定したということで、いずれにいたしましても、質問がなくても、そのことについては周知をしていくことと考えていたということでございます。

また、スプリンクラーの助成につきましては、その都度事業者の方には紹介を担当課の方からしているということでございますので、問い合わせがあったからこちらで回答したということではないというふうに考えております。

- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) 私の手元に宮城県保健福祉部長寿社会政策課で出しました一連の文書が ございます。日付、21年12月28日。そうしますと、この日付、発信者を考えた場合、私の言 った内容はここに書いてあるんです。費用助成について、スプリンクラーも含めてですよ。 すると、副町長答弁は、ちょっと矛盾しているように聞こえるんですが、整合性を持つと思 いますか。
- ○議長(櫻井公一君) 答弁、西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) 12月は、その紹介があったということでございますので、本町においてそこはまだ確定していなかったということでございます。1月に入ってから、この公募というのが具体的なスケジュールが決まってまいりましたので、その後、正式に補助金の関係の協議をしたということですので、そこは矛盾しないというふうに考えております。
- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) この辺でここはやめておきます。腹の底から理解したわけではありません。ですが、我が町として、しかるべき対応は、問題はあったものの、一応事後修正をされていると理解をしたいと思います。

次の質問に入りますが、この議会が始まってから、私の手元に一連の文書が参りました。それは、現代という会社の出したものであります。それで、グループホーム大輪の郷の購入者であります。坂本眞一郎という大学の先生、大学教授が買われたんだと。それで、当然グル

ープホームを継続できるものと思って買ったんだと。だけれども、公募では、私たちが参加できない条件で示されておったと。ここまでは、前後の事情を考えると、私もある程度理解できるのですが、文中気になったのが、最初に相談に行ったとき、「はっきりと公募の内容について説明されなかった」と言っているんですが、「そこは後日裁判で争う」と、こう書いているんですよ。一応文書はそうなっているんですよ。そのことについて過ちがあってはならないというふうに思いますので、当局の見解だけお聞かせください。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁、西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) 最初にいらしたときに、まだ町として公募の内容について決定されて おりません。したがいまして、公募の内容についてはまだ決まっていないというお話を申し 上げただけだと思います。
- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) 理解をしたいと思います。

ただ、昨年の6月から8カ月にわたる交渉過程は、全く無視されていると、こういう表現もあるんですよ。これは、町に関係があってないことなんです、言ってみれば。買う者と売る者との折衝だったと思うんですが、文中前後して読みますと、町に昨年6月からと読み取れないわけではない。それで、事実関係から言いますと、大体このころに何度かお見えになっていらっしゃるんですか、その現代なり坂本先生なりが。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁、西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) 担当課の方で何度かお会いしているというふうに伺っておりますが、 そのサカモト先生という方はお見えになっていないと思います。

それで、ちょっと補足しますけれども、ご本人、お話になっているのは、陳情を出されている株式会社現代の方の文面の中身のお話かと思いますが、あくまでも町として何らお約束したわけではなく、営業活動の一環でお見えになっているんだろうと。その他の事業者の方も、この方に限らず数社、担当のところにはいらしておりますので、これは建設工事でもなんでも同じだと思いますけれども、そういう業者の方が名刺をお配りになるということで、そういう営業活動というのは許される行為だと思いますので、そういう一環でお話を伺っているだけでして、何らその方に町で「おたくの方にお願いしますよ」などということを言ったことは全くございません。以上でございます。

- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) だろうと思います。訴訟になっても、我が町が新聞活字に「松島町は」

と踊らないだろうと、こう信じたいと思います。

この件について、もう一つ。大輪の郷の固定資産税の納入、その他の税も含めて、現在全部 完納なんですか。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁、西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) 完納されていないと思いますけれども、なお確認いたします。
- ○議長(櫻井公一君) 高橋議員。
- ○3番(高橋辰郎君) 完納でないとすれば、完全徴収をお願いしたいということで私の質問を 終わりたいと思います。

あと、ちょっと聞き取りにくいところがございましたので、議会だより編集上、お聞かせを いただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。高橋辰郎、終わります。

○議長(櫻井公一君) 高橋辰郎議員の一般質問が終わりました。

ここで、議事運営上、休憩をとりたいと思います。

再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再 開

- ○議長(櫻井公一君) 会議を再開します。
 - 一般質問を続けます。

11番赤間 洵議員、登壇願います。

[11番 赤間 洵君 登壇]

○11番(赤間 洵君) 11番赤間です。

通告しておりました1点についてお伺いをいたします。

平成17年当時の産業建設常任委員会の所管事務調査に公の施設の調査について、施設管理班所管の調査事件がありました。調査期間は、平成17年12月から18年9月の定例会までの期間でした。調査の目的は、地区集会施設の現状調査と施設のあり方等についてであります。調査の結果は、集会施設の建築は昭和39年から始まり、40年、50年代が多く、老朽化している施設が多かったが、個々の地元では、住民のコミュニティー交流の場として地域の中心的施設として運営されているようでありました。

産業建設常任委員会の意見報告といたしましては、集会施設の空白地となっている中でも、 特に松島区の中心地及び磯崎区の旧磯崎地区については、集会施設の設置が望まれるという 意見報告でありました。

旧磯崎地区内にある磯崎区民会館は、昭和45年に磯崎漁業組合が所有する土地を磯崎区会が 無償で借り受けて、共有地管理団体からの寄附や区民からの寄附によって建設された区民会 館であり、磯崎区会で維持管理されてまいりました。

しかしながら、築40年を過ぎ、老朽化が大変進んでおります。磯崎区民会館は町の集会施設と同様に各選挙の投票所や町の行政の話し合い、説明会など、生活・福祉の拠点として利用されてまいりました。

ここで町長にお伺いをいたします。22年度に本郷分館の建設がされ、来年23年には高城地区の集会所建設が予定されていると聞いております。町長は、高城地区の次は松島を検討するという、一般質問で答弁をされておりますが、この集会施設整備計画には磯崎地区集会施設の建設予定が入っているのか、改めてお尋ねをいたします。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁を求めます。西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) 赤間 洵議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり磯崎区民会館につきましては、生活・福祉の拠点として利用されており、 県道奥松島松島公園線沿いにあるため危険であると。さらには、老朽化の問題があるという ことは承知しているところでございます。

旧磯崎地区にコミュニティーの場として、磯崎区民会館にかわる集会所の建設をどう考えているのかというご質問でございますけれども、集会施設の基本的な方針といたしましては、各行政区に1カ所、拠点とする施設整備を目標として現在取り組んでいるところでございます。

集会施設の整備計画といたしましては、昨年9月の議会定例会での色川議員の一般質問でも お答えしておりますとおり、平成22年度は本郷区の集会施設、次に高城区の高城公会堂を整 備していくという予定でございまして、その後の松島地区や磯崎地区の集会施設の整備を進 めていくということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(櫻井公一君) 赤間議員。
- ○11番(赤間 洵君) 町長は、施政方針の中でも、集会施設はまちづくりの基本となるとおっしゃっておられます。地域コミュニティーの核と考えており、集会施設の整備について地域の拠点となるよう、地域住民との話し合いを行いながら進めていくと述べております。本郷、高城、その後松島、磯崎と集会施設の整備を進めていくことになると思いますが、磯崎区には緑松会館という会館がございます。この間の大津波ですか、チリの、そこを避難場所とし

て緊急に緑松会から借り受けて、磯崎区長がそこに高齢者の方々を避難させたという事例があります。そこで話し合いを進めていくことになるということでございますので、緑松会の役員の人たちも大変、今となっては、あの緑松会館も少しお荷物になっているのかなというふうに思います。私の質問は、集会施設の建設ということなんですけれども、今現在、磯崎区の中心的な地点で緑松会館、高台にあります。それを買収の見込みはあるのかどうか、その辺をお考えをお尋ねします。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁、西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) 今後、この集会施設の整備等につきまして、磯崎区と来年度22年度中には協議をしてまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(櫻井公一君) 赤間議員。
- ○11番(赤間 洵君) その買収問題も含めて話し合いを進めていってほしいと思います。 また、現在の磯崎区民会館に「昭和58年度、№16、災害時指定避難所」となっている看板ポールがございます。これは、災害指定避難所施設としては使用できないと思いますので、撤

去された方がよいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

- ○議長(櫻井公一君) 佐藤総務課長。
- ○総務課長(佐藤幹夫君) 今の赤間議員からのご指摘でございますけれども、磯崎区民会館は 防災計画書の中の避難所としては位置づけされておりませんので、早速撤去の方向で進めて いきたいと思います。
- ○議長(櫻井公一君) 赤間議員。
- ○11番(赤間 洵君) それでは、磯崎区会の役員の皆様方と、それに、緑松会の会長は高橋幸 彦議員でございますので、緑松会も含めてその買収、今現在ある建物を利活用できるように、 ひとつ進めていただきたい。お願いします。終わります。
- ○議長(櫻井公一君) 赤間 洵議員の一般質問が終わりました。次に、13番後藤良郎議員、登壇願います。

[13番 後藤良郎君 登壇]

○13番(後藤良郎君) おはようございます。13番後藤でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきますので、真心あふれるご答 弁をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、安心できる介護制度へという題で質問をさせていただきます。

実は、私たち公明党は、3,000人を超える地方議員が動き、昨年11月から12月上旬にかけて

介護問題総点検運動を行ってまいりました。深刻化する介護現場のその実態を、全国的に総 点検をし、本格的な高齢化社会に対応した介護のあり方など、新たな介護ビジョンを組み立 てるために取り組んだものであります。

そして、このたび10万件を超える介護のその現場の貴重な声をもとに、実は2月24日、12項目の政策提言を新介護公明ビジョンとしてまとめ、発表し、国に対しても早急な取り組みを要請したところであります。

介護保険制度も、平成12年度にスタートして10年、介護サービス基盤の充実とともに制度が 広く今では住民に浸透してきたことは、年々増加をするその利用者の数を見れば、皆さんご 存じだと思います。

安心して老後を暮らせる社会を目指して、新介護公明ビジョンの提言を踏まえながら、介護 保険の保険者である町長にお伺いをいたします。

大きな1番目、総点検では、介護施設の整備が追いつかず、入所できない高齢者が増加している現状が浮き彫りになりました。施設待機者は、例えば特養の場合42万人を超えております。このうち優先入所が必要な要介護4・5の待機者は、6万人以上に上ります。こうした待機者が安心して入所できるように、私たちは2025年度までに施設の待機者の解消を目指していきたい、そのような考えでおります。

具体的には、特別養護老人ホーム、あるいは老人保健施設、そして介護療養型医療施設のこの介護3施設を倍増させ、有料老人ホームやケアハウスなどの特定施設や、そしてグループホームの3倍増を提言しております。

そこでお聞きをします。①我が町の施設待機者の現状、そして特に、要介護 4・5の待機者の実態をどのように掌握しておられますか。②今後のこの介護 3 施設、特定施設やグループホームの整備目標についてお伺いをいたします。

大きな2番目、病院や施設に入所するのではなく、住みなれた我が家で介護を受け続けたいと希望している高齢者の数も数多くおります。このため、私たちは訪問介護サービスを大幅に拡充させ、24時間365日利用できる体制を提言しております。厚生労働省の国民生活基礎調査によれば、要介護者と同居している家族のうち介護者側の年齢が、既に今60歳を超えた割合が58.6%、そのような状況であります。

また、65歳以上の高齢者が高齢者を介護する、いわゆる老老介護世帯も、介護を行っている 全世帯の、今では半数を超えたと言われております。

高齢者が安心して自宅でいつでも介護サービスが受けられるように、私たちは在宅介護支援

の大幅拡充を提言しております。

そこでお聞きをします。①我が町におけるこの老老介護の実態をどのように掌握しておられるか。②24時間365日サポートするための在宅介護支援の強化のためにも、地域支援包括センターの役割強化が要請されると思いますので、その対応についてお伺いをいたします。③また、その役割を担う小規模多機能型居宅介護事業の現状についても、教えていただきたいと、そのように思います。

大きな3番目、介護事業者に介護保険制度で見直しが必要な点を聞いたところ、60.5%が「事務量の軽減」と答えております。また、要介護認定についてのあり方で意見が多かったのは、その「認定審査に時間がかかる」が、7割弱で最多を占めております。煩雑なその事務処理の仕分けを行い、手続を簡素化、要介護認定審査の簡略化で、すぐに使える制度に転換をすることを提言しております。

そこでお聞きをします。①我が町における保険手続などの煩雑な事務処理の実態、時間がかかり過ぎる要介護認定審査の問題点と対応策についてお伺いをいたします。

大きな4番目、3年間介護保険を利用しなかった、これは、実は平成20年の9月議会で私、一般質問で取り上げましたけれども、3年間介護保険を利用しなかった元気な高齢者の介護保険料やサービス利用料の負担を軽減するそのシステムの導入や、介護ボランティアに参加した高齢者に、さらに軽減するシステムをということで提言をしておりましたけれども、例えば東京都稲城市では、介護ボランティアに参加した方々にポイントを与え、そしてそれを介護保険料の軽減に結びつけるという、そういう施策を今行っております。この稲城市では、さらに一般のボランティアにもポイント制度を広げて評価をしていこうという、そういうさらなる取り組みも今行っているようであります。

そこでお聞きをします。①介護保険を利用しない元気なお年寄りへのお元気ポイント、そして介護ボランティアに参加した高齢者へのボランティアポイント制度などのその運用について、我が町なりの今考えている内容をお伺いいたします。

最後に、大きな5番目、自宅の介護で困っていることは、介護する家族の身体的、精神的、 経済的負担が大きいが53%と最も多かったことから、家族介護者の休暇、休息を保障するレスパイトケア事業の拡充など家族にリフレッシュしてもらうための事業の充実を提言しております。介護疲れや介護うつという現象もあり、介護に携わる家族の負担も限界があります。 介護の休暇、休息をとれる仕組み、レスパイトケアの充実は、これからの重要な課題だと考えております。 そこでお聞きをします。①本町におけるレスパイトケア事業の拡充についてお伺いをいたします。1回目を終わります。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁を求めます。西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) それでは、後藤議員の安心できる介護制度についてお答えいたします。 まず、一つ目のご質問でございます。平成21年3月定例会におきまして、今野議員にも申し 上げましたけれども、特別養護老人ホームの待機者の実人数につきましては、個人情報の保 護ということで、各施設側が個人名を出していないために正確には把握できない状況でござ います。

しかしながら、松島長松苑に申し込んでいる実人数につきましては把握しておりまして、今 現在86名という状況でございます。その内訳は、特別養護老人ホーム入所者が1名、老人保 健施設入所者が49名、介護療養型病床入所者が11名、グループホーム入居者が3名、宅老入 所者が2名、長期医療入院者が5名、在宅介護サービス利用者が15名というふうになってお ります。その中で、要介護4の方が24名、要介護5の方が28名の合わせて52名の方々が要介 護4・5の待機者というふうに考えております。

次に、介護3施設、特定施設、グループホームの整備目標に関するお尋ねについてでございます。

介護3施設のうち特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設、介護療養型医療施設につきましては、宮城県全体での整備計画に基づきまして整備目標が設定されております。また、特定施設につきましても、県への届け出制となっておりますので、本町での整備目標はございません。グループホーム、認知症、高齢者グループホームでございますけれども、これにつきましては、第4期介護保険事業計画において整備目標としております2カ所目のこの施設を、平成23年9月までに開設できるよう、本年1月より地域密着型サービス指定候補事業者ということで公募を開始しているところでございます。

次に、二つ目の老老介護の実態につきましてのご質問でございます。

第4期の介護保険事業計画策定の際に、生活に関する実態調査ということで平成20年10月に行った住民アンケート調査の結果から、居宅介護サービス受給者の回答者の約半数が老老介護を行っているというふうに認識しております。このような社会的に問題視されております老老介護を含めた在宅介護家族からの相談、対応の拠点といたしまして、平成18年度に立ち上げました地域包括支援センターがございます。この地域包括支援センターの業務でございますけれども、本町におきましては、他市町村で行っていない独自の施策といたしまして、

在宅介護家族からの相談を24時間対応可能とするために、職員が携帯電話を所持し、固定電話から転送することで在宅介護家庭へのサポートを行っております。この時間外の対応というのは、実績といたしましては、平成20年度には24件、平成22年2月時点では、今年度15件、家族から夜間の相談を受けているということでございます。

次に、小規模の多機能型居宅介護事業につきましては、事業所へ要介護者が登録し、通いを 中心として利用者の容体や希望に応じまして、随時泊まりを組み合わせてサービスを受ける ことで在宅での生活を継続するものでございます。このような施設は、在宅介護家族をサポートする事業ということで重要な役割を担うものと思われますので、次期計画において検討 してまいりたというふうに考えております。

三つ目の保険手続の煩雑な事務処理につきましてのご質問でございます。

介護保険手続に関しましては、介護事業者の事務処理が、年を重ねるごとに複雑さを増して、 煩雑化して負担も大きくなっております。

ただ、一方では、住民の皆様の手続に関しましては、制度の見直しごとに簡略化されている という状況でございます。

今後は、このような事業者の負担がふえてきているという点を含めながら、介護保険制度の さらなる見直しを、介護保険担当課長会議などを通じまして国・県へ強く要望してまいりた いというふうに考えております。

また、要介護認定審査に時間がかかり過ぎるというご指摘でございますけれども、要介護認定審査は、2市3町におきましては、塩釜地区の消防事務組合の介護審査課で一括して行っておりまして、医師などで構成される合議体に諮り審査がとり行われ、要介護度の判定結果が出されるという状況でございます。ご本人の容体や状態像をより正確に把握し、実態に見合った介護サービス利用を可能とするために要介護認定には約1カ月ほどの時間を要しておるということでございますので、ご了承いただきたいと思います。

四つ目の元気ポイント、ボランティアポイントについてでございます。

本町では、ポイント制というのは取り入れおりませんけれども、地域支援事業の中でボランティア育成事業を実施しております。現在、50名の方にご登録いただいておりまして、平均年齢が66.8歳で、主にシルバー昼食サービス「あったかーい」におきまして活動を行っていただております。ポイント制度を既に実施している全国の事例を見ますと、ボランティア活動を介護施設での職員の支援活動として実施され、介護保険料の負担軽減につなげているということで伺っております。元気な高齢者がボランティア活動を行うことは、ご本人の健康

増進、介護予防、社会参加、地域貢献を通じた生きがいづくりのみならず、本町の介護予防 事業を実施する上で欠かすことのできない活動というふうに考えております。ボランティア の活動方法につきましては、今後とも工夫・検討をしてまいりたいというふうに考えており ます。

五つ目のレスパイトケア事業についてでございます。

この事業につきましては、介護認定を受けていない高齢者が、介護者の緊急事由により介護 ができなくなった場合に施設を利用できる制度でございます。本町では、現在、実施してお りませんが、介護認定を受けている重度の方々については、ショートステイなど既存の介護 サービスの利用により十分対応できる状況ではないかというふうに思っております。

さきにも申し上げましたが、生活に関する実態調査の住民アンケート結果を見ますと、ショートステイの利用というのが、在宅サービス利用者の20%にもなっておりまして、介護サービス、12項目ございますけれども、そのうちの4番目の高い利用というふうになっております。今後さらに、介護者が休暇、休息を図り、介護負担の軽減につながるようにショートステイ等のサービス利用を支援していきたいというふうに考えております。

また、介護保険の申請や利用につきましても、必要な方が適正に利用できるよう介護保険制度に関する啓発、ケアマネジャーの指導などを行いまして、住みなれた地域での生活が少しでも長く続けられるように努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

- ○議長(櫻井公一君) 後藤議員。
- ○13番(後藤良郎君) 何か再質問がしにくいような、壁のあるようなお答えだと思います。で も、3点ほどちょっと感じましたので、2回目の質問をさせていただきます。

るる私、申し上げましたけれども、やはり三つがポイントだと思うんですね、これから。いろいろ今、副町長から話がありましたが、実はこの小規模、これは今、お話では検討課題という、ただその4文字で言われましたけれども、その辺をもう少し聞きたいなという思いと、あとはポイント制度、ポイントという形ではやっていないけれども、先ほどの副町長の話では、別な形でやっていますよと。それはそれでいいんですが、今は団塊の世代もあるし、今の60とか65の、そういう定めの年齢の人たちの余暇の時代に入りまして、どんどん今元気になっているんです。それで、介護保険料を払っている人とのバランスを考えた場合に、ぜひそういう元気な部分を取り上げてポイント化した方がいいのではないかのかなと、もう少し真剣に考えていただきたいなと、そう思います。

あとは、レスパイト、これも実は、副町長が言うよりは、現場は相当大変だというのを私は感じています。もう少し現場に入っていただいて、そうすると、こういう答弁ではいかないのではないかなと、そう思うんです。ですから、ケアマネジャーとかそういう体制づくりはわかるんですけれども、そこから外れた現場、一家庭、一家庭のその実態というのは違うのではないかな、すごく温度差があるのではないかなと感じます。その3点について再度答弁を求めます。お願いします。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁、西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) 小規模多機能型居宅介護事業につきましては、重要な役割を担うもの というふうに考えております、繰り返しになりますけれども。そういうことで、次期計画に おいて、これは検討していきたいというふうに考えているところでございます。

また、次のポイント制でございます。ボランティアの活動をする際、やはり何かそういう励みになるようなポイントであるとかということで、最近いろいろな場面でポイント制のカードとか出ておりますので、団塊の世代の方々が非常に多くなって、元気なお年寄りの方々がボランティア活動をするというのは、非常にいいことだというふうに考えております。過去には、無償のボランティア、有償のボランティア、どうあるべきかなどという議論もいろいろ出ておりましたけれども、やはりそういったポイント制というのも一つのボランティアをやるに当たっての有効な手段というふうには考えております。

ただ、本町におきましても、先ほど申し上げました活動をしている方々には、わずかでございますけれども、図書券などで御礼を差し上げているという実態がございますので、そういったことも考え合わせて、少しこれは検討させていただきたいというふうに思っております。また、レスパイトケア事業、広い意味でショートステイというのも、このレスパイト事業の中に含まれるのだと思いますけれども、現在、介護認定を受けている方々は、それで随分活用されているというふうに伺っております。ですので、ほかの市町村でやっているような介護認定を受けていない方も、休養のためとか、冠婚葬祭のためとか、そういったことで、そういう事業を受けてお休みいただいたりということで、次にまた介護を頑張っていただこうという、そういう趣旨の事業だと思いますが、本町におきましては、介護認定を受けている方のためのショートステイというのは、やっておりますから、このショートステイにおきましては、同じように、ちょっと休暇をとりたいとか、どこかへ旅行に行きたいということでも、これは利用は可能だというふうに考えておりますので、今のところショートステイで対応していきたいというふうに考えております。

- ○議長(櫻井公一君) 後藤議員。
- ○13番(後藤良郎君) 高齢者社会をよくする女性の会で、 さんという方が理事をやっているんです。私、ずっと調べていたら、すごくいい言葉だなと、新聞を持ってきているんです。それで、今ちょっと読ませてほしいなと思うんですが、「介護制度をスタートさせたときは、家族1人は介護できる人がいて、その介護を手助けするのが制度の目的になっています。介護という分野には、もう少し人材とお金を回すべきだ。さらに、老老介護、認認介護、認認というのもあるんですね、認定者が認定者を、痴呆ですね、を考えると自宅の介護者に対するサポートをもっと手厚くすべきだ。介護者が休養できるように、介護者が倒れてもすぐに代替介護者が手配できるように介護者の救急車体制の整備が必要だ。そして、そのためには、ボランティアも必要ですし、仕事を続けながら介護できる介護休業制度も整備しなくてはいけませんよ」というような記事を読んで、自分も「ああそうだなあ」という思いで、ここには書きませんでしたけれども、思っています。

それで、今、1回目、2回目の答弁の中で、小規模多機能型、今検討していますよという話をいただきましたが、場合によっては、この仕組みとか現場の人の声を聞くと、多分将来は学校区単位でふやさなくてはだめなんじゃないかなと、すごく思うんです。その辺の考えはどうなのか、あったら教えていただきたいと思います。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁、西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) 現在のところ、小規模多機能型居宅介護事業につきましては、具体的にどうあるべきかという検討まで至っておりませんので、そのことにつきましては、今後の検討課題というふうに考えております。
- ○議長(櫻井公一君) 後藤良郎議員。
- ○13番(後藤良郎君) 以上で終わります。
- ○議長(櫻井公一君) 後藤良郎議員の一般質問が終わりました。

次に、9番尾口慶悦議員、登壇願います。

なお、質疑中に昼食休憩になると思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

[9番 尾口慶悦君 登壇]

○9番(尾口慶悦君) 9番尾口であります。

余り大きなお題目を書きましたので、観光振興というふうなことで書いたわけでありますが、 中はごちゃごちゃといっぱい問題を提起しているわけでありまして、特に町長は、観光にか なり力を入れるような、施政方針にもあるわけでありますが、実際町長の口から、本当にこ れをやるのかなと思うようなのがいっぱいあるわけであります。

そして、県内外から多くの観光客が訪れる一方で日帰りが多いと。そして、道路交通手段の発達による観光の広域化、国際化、滞在型観光地づくりが町の課題だと町長は言っているわけでありますが、その解消方法として、特に国際化に向けた観光地づくり、地産地消と観光連携を強化する観光地づくり、説明案内板を設置して歩行系のネットワークをつくると。これが特に解消方法になるんだと町長は言っているわけでありますが、事実そう思っていられますか。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁を求めます。大橋町長。
- ○町長(大橋健男君) 観光だけでなくて、すべての分野の行政部分におきまして、しっかり考えていきながら、確実な方策をとっていきたいというふうに思っているわけでございますので、観光だけには限らないということで、まずお断りしておきたいと思いますが。

特に、三本柱ということで、その中でも観光には力を入れていきたいと。その理由として、 松島は世界に名だたる観光地ということで、町民の意識の中でも、そういった観光に対する 指向というのが大きかろうというふうに思いまして、観光を柱の一つとしているわけでござ います。

それで、今度具体の観光の話になりますと、これはいろいろな話がございまして、いろいろな問題があります。今、議員おっしゃったような問題がありまして、それに対して1対1の対応で、この問題についてはこれ、この問題についてはこれというふうに必ずしもいかないところがございます。それで、22年度に観光についてもきっちり戦略を立てていきたいというようなことで考えておりまして、施政方針のような書き方をさせていただいたわけでございます。例えば泊まりが少なくなっているというようなことに対して、取り組み方として、観光業界の方々も、ホテルの方が松島の月を見たりとか、朝日を見たりとかというふうなプランを出していらっしゃいますね。そういったものも含めまして、町だけではなくて、全体で取り組んでいかなければならないというふうに思っていますし、国際化の対応などにつきましても、当然役場だけでできることではないわけで、基本的には観光関係の方々がご努力なさっているわけですから、それを支援するというようなことがあるわけでございます。

それで、3点ほど、国際化と地産地消と、そして歩行系のネットワークというふうなことを 申し上げましたのは、今後の松島の観光を考えるに当たって、そういう点がキーポイントに なってくるのではないかというふうに思いまして、それらについて戦略を立てていくことが 必要で、その戦略の中身というのは、観光業者の方がどういうふうに対応していくのか、そ して役場がどういうふうに対応してのか。また、町民も含めて、全体として松島としてどういうふうに対応していくのかというあたりを整備したいなというふうに思って、こういう話をさせていただいております。

それで、個々の問題、いろいろありますけれども、そういったもの一つ一つに対して対応しているというふうに、必ずしもそういったものではございませんが、全体としてこういうふうに考えているということでご理解いただきたいと思います。

- ○議長(櫻井公一君) 尾口議員。
- ○9番(尾口慶悦君) 言葉はきれいでいいのでありますが、特に、町長は、国際化に向けた観光地づくりをしていくんだと。だから、していくのは、どういうふうな観光地づくりをしていくんだか、その具体的な内容が私には見えてこないわけであります。予算にも、そういうようなのが直接はない。そして、ロシアのニジェゴロド州の交流に100万円をかけるとか、それから奥の細道サミットに100万円をかけるとか、実質22年度の予算の中では、そういうふうなのが中心になって、実際に本当に観光地づくりをするんだろうかなと。人が来たって、観光地づくりをしなければ、1回来で「ああ、松島こんなどごだ」と、こうなってしまうのではないかと私は思うわけです。

そして、ロシアからどんどんどんどんだんお客様は来ないと思いますが、将来的に来るというふうなことでこうするんだと思うのでありますが、職員2人もやって、そして観光宣伝をさせると。こういうふうなことでありますが、それよりももっと大切なのは、観光地をつくっていくことではないのかと、住民を巻き込んだ観光地づくりをすることなのではないかと。町長は、歩行系ネットワークをつくるということで、きめ細かな事業で歩行系のやつをやると、こういうふうなことでありますが、それは単品で、あそこの色川議員の前のところから二重踏切を越えて上の方に行ったって、交通が大変でしょう。そうすると、全体の観光地をつくるのは、西行戻しの松のあたりから歩行系のやつを整備していくとか、そういうふうにならないと、実際歩行系単品でつくっても、うまくいかないのではないかと。昔、国際交流村でつくったときに、あの辺にずっと遊歩道をつくったんです。これこそ歩行系なんですよ。何千万円もかけてつくった。その後、どなたも利用しなくて、そして、さくも壊れて、途中まで行けばマムシが出てきますよと、危険ですよと、こういうのがあって、そういうふうなのが歩行系のなにになっているわけですよ。だから、そういうふうなものの整備が先なのではないかと。

確かに、外国に行くのもいいんですよ。私、行けないから、やきもち焼いているんでもなん

でもなくて、いいのでありますが、それよりも観光地をいかにつくっていくか。外国から来た人が安心して、そして楽しまれる観光地をどうつくっていくのかというのが一番なのではないかという、私は気がしているわけですよ。だから、そういうものについて町長はどうお考えになっているのかなと思いまして、お聞きをするわけであります。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁、大橋町長。
- ○町長(大橋健男君) まさにおっしゃるとおりでございまして、多分尾口議員がおっしゃっているのは、ハード整備の部分かなというふうには思うんですけれども、「百里の道も一歩から」ということがございますので、その一歩何になるのだというふうなお話ではなくて、一つ一つ始めていくんだということでご理解いただければと思います。

あと、国際的な呼び込みということで、これもロシアに去年行って、ロシアの人も行きたい 行きたいと言ったからといって旅行者がふえるわけではないというのは、確かに事実でござ いますけれども、そういったものの積み重ねが、国際的な関心、松島に対する関心を発生さ せて、そして松島に実際に来るというふうな動きの呼び水になるというふうには思っている わけでございます。

ちなみに、ここ何年かですけれども、タイからのお客さんが松島によく来ているというふうな話がありまして、これは何でタイなのかなというと、前の、もうおやめになられましたけれども、仙台市長が、市長の前の仕事でタイと関係が随分あったみたいでして、タイに行っていたんですね、何度も。それもまた新聞で批判もされたんですけれども、そういうことで、タイのお客さんが仙台にいっぱい来るようになったんです。それが松島に流れているというようなことだと思います。ですから、いろいろな動きがあって、いろいろな活動の中で、そういった外国の方もふえていくことがあるわけでございますので、いろいろな動きをしていくことが大事なのかなというふうに思っております。

それで、外国というと、日本、国の全体としても、「ようこそジャパンキャンペーン」とかとやっておりますけれども、やはり日本に来られる外国人というと東アジアの方が多いというふうに思われますので、そちらの東アジアとの、東アジアというのは、中国本土、香港、台湾、韓国、もうちょっと南の方に行けばタイも入ってくるのかなというふうに思いますけれども、そういったところとのつながりを今後深めていくのが大事なのかなというふうには思っております。具体には、来年度の予算の中で中国にキャンペーンに行くような話はないですけれども、割と近いといいますか、未来には、そういうことも考えていかなければいけないかなというようには思っております。

あと、外国人向けということで、案内板もつくりました。まだ足りないところもあるかもしれませんけれども、そういうサインの面でも、外国対応というのはしているわけでございますので、一歩一歩進めていきたいというふうには思っております。

○議長(櫻井公一君) 尾口議員、ここで、質疑途中でありますが、休憩に入った方がよろしいでしょうか。(「何でもいいです」の声あり)

それでは、ここで休憩をとりたいと思います。

再開を1時といたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再 開

○議長(櫻井公一君) 会議を再開します。

午前に引き続き、尾口慶悦議員の一般質問を続けます。

尾口議員。

○9番(尾口慶悦君) 午前中に引き続き質問させていただきます。

町長、国際化でロシアも私はわかるのでありますが、国際交流協会、松島にもあるわけですよ。そこで、高橋辰郎議員なんかは、26回も中国に行っているんだそうです。そして、今、中国の要人になっていられる方も、うんと知己があると。こういうことも聞いているわけでありますが、そういうふうなものを使って観光客の誘致することも、ロシアに行くよりももっと大切なのではないかと。ロシアロシアって、私、町長が言ったから言うんでないんですよ。これも大切だと思うんです。思うけれども、高橋辰郎議員は、自費で行っているんだと思うんです。そして、行って、そういうふうな人たちと交流を深めながらきていると。だから、招聘もする、あちらにも行くと、こういうようなことをやっているんだそうでありますが、そういうようなものには余り金をかけない。今ずっと予算を見ていましても、金をかけない。そういうふうなものにこそ金をかけて、それこそ一緒に行くときに、役場の職員でもやって、そして観光客の誘致を考えた方が、考えることもです、考えた方がというと、町長のことを否定するようになりますから、なんでありますが、そういうことも考えることも一つの方法ではないのと、こう考えるわけでありますが、町長はいかがお考えですか。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁、大橋町長。
- ○町長(大橋健男君) 全くお説のとおりだと思っておりまして、ロシアに行ったのは、宮城県

との連携がありまして行ったわけでございますけれども、できれば、機会があれば中国の方にも行きたい。また、フランスからモルビアン湾の話も来ておりますので、できれば私も実地へ行ってお会いしてみたいなというふうには思っておりますので、議会のご理解が得られれば積極的に活動したいというふうには思っております。

- ○議長(櫻井公一君) 尾口議員。
- ○9番(尾口慶悦君) それは実行していただきたい、こういうふうに思います。本当に要人が おるのかどうかもわかりませんがね、私はわかりませんが、聞くところによると、そういう ふうな要人がおられて、そして、そういうふうな人たちを介していけば、観光やなんかで随 分松島を売り込むことができるのではないかと、こう思っているわけであります。

それから、もう一回ロシアにこだわるのでありますが、ことしロシアに行きますね。そのときに、町の職員だけでなしに観光関係者も5人ぐらい引っ張っていきたいと、こういうようなことなんだそうでありますが、そのときに町の職員は支度料をもらって、旅費をもらって行くわけですよ。ところが、県から5人ぐらい一緒に連れて行くようにと町長は招聘を受けているんだと思うのでありますが、そういう方々に全く自費で行けと、おれたちは金をもらって、そしてお土産買ってくるくらいあるんだよと、こういうふうに言って行かれるんだと思うんです、実際行く人になれば。それが、町から招聘されて、「だれが行ってきてけないすか」と言った人が、一銭もくれないと、補助もしないと、こういうふうなことなんですか。それとも、そういうふうなものを考えられているんですか。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁、西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) ただいまのロシアへの国際観光訪問団派遣のことについてでございますが、これは、あくまでも県の方の事業の一環として、松島を県の方で売り込みたいということで、例えば松島の観光協会であるとか、宮城「おかみ会」であるとか、町内のあるいは商工団体とか等々を想定して、観光訪問団を組んで、それでロシアにおいて宮城松島をPRしてはどうかということで今、企画を練っているところでございまして、基本的には各団体それぞれの経費で行っていただいて、向こうでPR活動を行うという考え方で考えているところでございます。
- ○議長(櫻井公一君) 尾口議員。
- ○9番(尾口慶悦君) だから、各団体だって、観光はいいと思いますよ、観光協会で出してくれるかもしれないんですが、ほかの団体は、ロシアに行ったって何も売り込むものはないんですよ、今。そういうふうな中で、町は、町の職員だから100万円予算化しましたよと、こう

いうふうなことでしょう。もっともっとPR事業を見てみますとですね。それなのに、ほかの人、各団体で出してもらって行くんだよと。団体で出さないところは、個人で行かなければならないところも出てくると思うんですよ。町長は、「だれも、松島から役場の職員しか行がないんだど」といったら、町長も顔が立たないでしょう、県に。だから、ぎりぎり「行ってけろ、行ってけろ」って引っ張っていくのも出てくると思うんですよ。そのときに、町で団体なり、行った方々に補助金なりなんなりを出す必要があるのではないかなと私は思って質問したわけです。みんなは、わからないと思うので申し上げるんですが、役場の職員は、行けば支度料、今幾らですか、あちらの方に行くの、7万円ぐらい支度料来るわけでしょう。正規の旅費のほかに、旅費の中に入っているわけです、支度料まで。そういうふうな状況で行くのに、一般の人たちには、松島の観光のためだからあべって言われたって、これは大変なのではないかなというふうな気持ちを持って質問したわけでありますが、それは出さないと、基本的に出さないと、こういうふうなことであれば、はっきりと出さないと言っていただきたいわけでありますが、いかがですか。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁、西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) 分科会で、そういう補助をすべきだというようなご指摘ございましたが、基本的には、各団体、自主的に自発的に、この趣旨に賛同していただける団体を募って行きたいというふうに考えておりますので、今のところそれぞれの団体に補助という形は考えていないところでございます。
- ○議長(櫻井公一君) 尾口議員。
- ○9番(尾口慶悦君) それから、いつまでもロシアばかり言ってたんではうまくないので、なんですが、外国もそうなのでありますが、議会で観光関係でJRの営業部長さんとJTBの課長さんとお会いして懇談をしたわけでありますが、そのときに、松島の体制そのものが古くて、古い型の観光地なんだよと、松島はまだまだしなければお客さんなんか来なくなるよと、こういうふうなご指摘を受けているんですが、町長はそれを聞いていますか、そういうふうなこと。国際観光で一生懸命売り込もうとしているときに、JRの営業部長さんとかJTB、断トツですから、JTBは、旅行業でも。そこの課長がですよ、古い形の観光地で、今みたいにしていたらば松島なんか観光客どんどん減っていきますよと、こういうふうなことを言われているんですが。言われてですね、これは議会だけだったのかな、行って、それも復命書はあるんですよ。そういうふうなことなんですが、町長は聞いていますか。
- ○議長(櫻井公一君) 答弁、大橋町長。

- ○町長 (大橋健男君) 直接それらの方々から、きっちりそういうふうに聞いたという記憶はあ りませんけれども、一般的な言われ方として、やはり松島は伝統的な観光地でございますの で、どうしても新しいタイプの試みとか、変身とかですね、そういったものについては足腰 が重くなるといいますか、そういった傾向があるわけでございまして、そういった点を各界 の方々がご指摘しているというようなことだと思います。それをもって、じゃあしっかり時 代おくれになっていたのかというと、それはそうではなくて、松島の観光関係の方々もさま ざま努力なさって、時代に足並みをそろえるような努力なさっているわけです。だからこそ、 一時ピークに比べれば観光客の数は少ないとはいえ、三百六、七十万人で横ばいになってい ると。横ばいという言い方は、どちらかというとネガティブな否定的な言い方ではあります けれども、伝統的な観光地、一般的にはどこも観光客が減っていて、新しいところに食われ ているという中では、ある意味松島は、これまでの観光関係の方が努力なさっているあらわ れかなというふうにも思っております。さまざまな形の指摘はあると思います。ただ、その 指摘でもってすべてを言いあらわしているわけではなくて、例えばJRの方々であれば、そ れはそうであっても、これをこうした方がいいのではないかとか、よりよい提案を出してき て、またよりよい事業というんですか、そういったこともやっていただいておりますので、 それはそれとしてお聞きしておくのかなというふうに思います。
- ○議長(櫻井公一君) 尾口議員。
- ○9番(尾口慶悦君) 私は、今何で言ったかというと、観光地づくりをしていかなければならないのではないかというふうなことで、基本にそういうふうなものがあって今申し上げているわけでありますが、滞在型にするのには、ルートづくりをしなければならないのではないかと。単品で歩行系やりました、はい、何やりましたというよりも、観光のルートづくりをしなければならないのではないかと。そして、1分でも2分でも滞在を多くしてもらう。そして、伸ばしていかなければならない。

そこで、双観山とか西行戻し松とか、雁金森とか雄島とか福浦、そういうふうなもの、そして地産地消も絡めたんだとすれば、冬になったら磯崎のかき処理場にいくとか、かきの里を見るとか、そういうふうなルートづくりをして、そして広域でも何でもいいんですが、観光客にアピールしていかなくてならない、それが先なのではないかと、こういうふうな感じをしているんですが、町長はいかがなものでしょうか、どう考えていますか、お聞きをしたいわけであります。

○議長(櫻井公一君) 答弁、大橋町長。

○町長(大橋健男君) おっしゃるとおりでございまして、何が先かとかということですけれど も、今でもそういった活動はしているわけです。それで、旅行会社の方々もさまざまなメニ ューを自分の商品にセッティングして、そういったことをやっているということです。

それで、尾口議員のおっしゃる真意は、もう少し戦略的に考えて、もっと総合的なトータルに考えて、いろいろなものも考えるし、それからハード整備もしていくしと、そういうふうにした方がいいというふうなご指摘かと思いますので、そういった方向で観光の施策を取り組んでいきたいというふうには思っております。

- ○議長(櫻井公一君) 尾口議員。
- ○9番(尾口慶悦君) そういうふうなことで、観光振興計画をつくるわけでしょうから、そういうふうなものを入れながら、今、町長言うようにどちらが先かでなく、どちらも必要なんだと思うんですよ。ところが、ほかに向かって、職員行ったりなんだりして、「お客さん、お客さん」と言っても、地元の体制が整わない、整わせる努力をしない、そういうふうな中では、お客さんはふえないだろうと、滞在客もふえないだろうと、こういう意味で今申し上げたので、町長、ひとつ十分に考えて、そういうふうな対策をとっていただきたい。そうすることによってお客さんもふえてくるのではないかと、こう思うわけであります。

その一つに、町長は、余り観光協会と話をしないんですか、直接協会の役員さんやなんかで。12月14日の観光協会との常務理事会、常務理事でないから町長は行かないんだべけんともね。ここの中でも、いろいろなのが出ているんですよ。そのときに本当は町長が行って、町としてはこういうんだぞというふうなのを少し出さなければ、うまくないのではないかなという気がしているのでありますが、ここの復命は受けているんでしょうね、観光振興事業で町に2,439万円を要望したと。花火大会も一過性のもので、費用対効果を見てもおかしいと、見直すべき時期ではないかと。そして、イベントの見直しのための委員会を立ち上げる、観光協会でですね。そして、しないとなったら、町はしないんですか、こういうふうなの。花火大会でもなんでも。そういうことを考えますと、町として協会と含めて一緒になって、町としたらこういうようなので集客をしたいんだとか、こういうふうな町の方針も示さなければならないのではないか。振興計画をつくったって、だれも読まなければ何の役にも立たないわけでありますから。だから、そういうふうなものに引きつけていく努力、行政側としても引きつけておく努力は必要なのではないかという気がしているんですよ。

循環バスのやつは後から言いますので、循環バスのやつは言いませんが。いろいろなのがあるんですよ、かき祭りもありましたし。そういうふうなことでいくと、町の余り方針が……、

2,000何百万円要望している、出すというふうなことになれば、金も出すけれども口も出すよと、観光松島としての、町長としての考え方を協会の人たちにもわかってもらうよと、こういうふうにならなければならないのではないかなと、こういうふうに私は思っているわけであります。私は、余り観光関係わかりませんので、こんなところでとどめますが、そういうふうなことで町長に考えてほしいと、こういうふうに要望しておきます。

それから、観光客の増加対策として、温泉効果、これは町長も温泉効果は認めていますか。 まず、一番最初にそこからお聞きしたい。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁、大橋町長。
- ○町長(大橋健男君) 認めております。
- ○議長(櫻井公一君) 尾口議員。
- ○9番(尾口慶悦君) 温泉を掘るのに、出るか出ないかわからないのに1億円も1億5,000万 円もかけるわけですよね、まず。そして、業者は自分の利益になるんだからというようなこ ともあるんだと思うのでありますが、観光松島としても、温泉効果があるというふうなこと になれば、去年も300万円出したから、ことしも300万円やっていれば、あとは入湯税という のは、地方税法にあって、入湯客が納めなければならないんだと、こういうふうなことだけ で済まされないのではないかと。私は、3,500万円も、ことしは22年度予算も取っているわけ でありますから、3年や5年は、温泉地を売り込むことにこの金を費やしてもいいのではな いかと、そのぐらい本気になって観光松島のことを考えていかなければならないのではない かと思うけわけであります。湯元は、本当に未知のところに莫大な投資をして、ようやく掘 り当てた。そして、その温泉効果が出てきた。温泉を引いているホテル、旅館は、ほかのホ テル、旅館よりも、お客さんの入りが多かったと、こういうような実績があるんだそうであ りますが、そういうことになってきますと、ここのところに温泉のポスターがあるわけであ りますが、あれもあちらの300万円のやつで出したのかと思うのでありますが、そういうふう なことを考えながら思い切った観光施策をしていっていいのではないかと。3,500万円入るん ですよ、今まで入っていなかったんですから。それが、温泉を掘り当てたことによって、税 法で定めるから入るんですが、3,500万円、町でただ入ってくるんですよ。町で手要らずであ りますから、特別徴収するわけでありますから。だから、そういうふうなもので町はもっと 観光に、一時的なものであれ、投資をしなければならないのではないかと。そのする気があ るのかどうか聞きます。
- ○議長(櫻井公一君) 答弁を求めます。大橋町長。

○町長(大橋健男君) 入湯税については、その使い道ついて、法律の方でさまざま決まっている用途に使わせていただいているわけでございます。

それで、300万円が多いのか少ないのかというふうなお話であろうとは思うんですけれども、少ないというふうなご指摘なんでしょうけれども、全国ほかの例を見ても、これだけの比率で直接町の方で経費を出しているというのは余りないと思いますよ。今後、温泉の数がふえて、入湯税も大きくなってくるかもしれませんけれども、その中で、どういうふうにしたら温泉の効果をアピールできるかということで考える中で、またいろいろな方法も出るかもしれませんけれども、今のところはこの形で進めたいなというふうには思っているところです。

- ○議長(櫻井公一君) 尾口議員。
- ○9番(尾口慶悦君) 町長、ほかの温泉地も、入湯税の割合から見たら、そのぐらいしか出せない。うちの方は、温泉でなかったんですよ。なかったのが、一部企業者の努力で温泉を掘り当てた。そして、今までなかった税収が3,500万円も出てきたわけですよ。

だから、一時的にであれ、松島温泉を全国的に売り込むための費用をもっと出さなければな らないのではないかと、こういうふうな考えなんですよ。「ほかでなにならば、んで、ほかで すんだから、おらほでもすななぎゃねな」というのと同じで、そういうふうなことでなしに、 温泉地としての認知をしてもらうためには、300万円は私は少ないのではないかと思っている んですよ。3,500万円も黙っていても入ってくる、今まで入ってこないんですから。それが入 ってくるようになった。そして、お客さんが来る。そして、来れば、観光客の入り込みはふ えたんですよ、ふえたんですよと町長もしゃべって歩かれるわけですね。だから、温泉地を 売り込むための費用として、まだまだ出していいのではないかと、そういうふうなもので観 光客の入り込みを図っていかなければならないのではないかと。サミットをやったのもなん でも、それよりも、こういうふうなものにかけた方が、もっともっと効果があるのではない かと、こういうふうな気で今質問しているわけでありますが、予算は、当然私もそちら側に いて、入湯税の目的もなにもわかるわけですよ、わかっているので聞いているわけです。一 時的に入ってきた金、初めて入ってきた金、今までも、わかし湯で湯の原はあるわけであり ますが、それは本当のわかし湯で、ほんの少しだけだった。今度は大々的に温泉地にして、 お客さんを入り込んでもらうと。こういうようなことであれば、全国に売り込むための努力 を、まずはしていいのではないかと。何十年も、何百年も一緒にしていけというのではない のでありますが、一時こういうふうな時期だからこそ、宣伝のための費用を使わなければな らないのではないかと思って質問しているわけであります。そういうふうな考えですね。こ

としは予算が決まったので、そんなことはできないんだと思うのでありますが、まず今後、 補正でも、来年度でもいいのでありますが、そういうふうな考えが町長にあるのかどうかお 聞きをしておきたい。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁、大橋町長。
- ○町長(大橋健男君) 温泉協会に宣伝経費として出すということのほかにも、さまざまなやり 方はあると思うんです。例えばロシアに行って温泉をやっているんですよというような話を するとかですね。そういうのもあるわけですから、必ずしも入湯税のうちからキャッシュバ ックという、キャッシュバックといいますか、温泉協会に対する助成金として出す金ばかり ではないというふうに思いますので、それ以外の面で十分やれますし。

また、今後、温泉に対するてこ入れといいますか、必要なこともあるかもしれませんので、 そのときはそのときということで考えております。

- ○議長(櫻井公一君) 尾口議員。
- ○9番(尾口慶悦君) 観光協会に出しても、どこに出してもいいのでありますが、温泉をPR するための費用、そういうふうなものをもっと出したらいいのではないかと、こういうふうなことであります。ひとつその辺はお考え。観光協会も余り、予算では同じぐらいでしょう。だから、さっぱりふえていないんですよ、そのほかに温泉の人たちに300万円出したというのは、ふえたんだと思うのでありますが、そういうふうなことからいきますと、ただ、あの人たち何件かだけのためにそんなに出すのおかしいんでないかという人たちもいるかもしれないんですよ。ところが3,500万円そのものは、温泉を掘り当てたおかげで入ってくる金ですから。そういうふうなことからいきますと、そういうものを十分考えていかなければならない、行政として考えていかなければならないのではないかと、こう思って質問したわけでありますので、十分お考えをいただきたいと、こういうふうに思うわけであります。

それから、循環バスでありますが、色川議員も総括で質問しているわけでありますが、町は最終的に観光協会やんだつたがら、やんだと、こういうふうなお考えになるんでしょうか。協会の理事会のときに、循環バスも出ているわけでありますが、現在は、運行、間もなく終わりでしょう。年間実績14万人の利用と二次交通として旅行会社の評価も高いと。その評価はしているわけでありますが、観光協会が運営主体となってするのには、採算性からいってリスクが大きいと、だからやんだと。最終的にこういうことなんでしょう。

町も、したいんだけれども、町としては観光協会全体がバスの運行を望んでいない現状の中で、多額の補助は出せないと、こういうふうに言っているのでありますが、なぜ観光協会だ

けなのかと。観光協会しなければ、町はなぜさせられないんだと、こういうふうなことでお聞きをしたいわけであります。

今、仙台でる一ぷるバスですね、町長、聞いてくださいよ、る一ぷるバス仙台でやっているわけでしょう。そして、今まで大崎八幡まで行っていなかったのが、今度は10分だか伸ばして、大崎八幡までも行きますよと、こういうようなことをして、もっとふやそうとしている。これは、仙台市で運営しているんです。この間、テレビでも新聞でも出ていたのでありますが、そういうふうな事業として、やれないのかどうか。町は、観光協会やんだつたがらやんだと、こういうようなことになるんですか。まずそこからお聞きをしたい。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁を求めます。西村副町長。

そういった意味で、町営バスとしてできるかとなりますと、これはやはりタクシー業界等との関係もございますので、駅前の乗り入れというのは非常に難しいのかなということで、まずは民間である観光協会がこの事業を引き受けていただけないかということで、協議等々を進めていたわけでございます。町が補助金を出して観光協会が運営主体となると、それでバス会社に運行を委託するというような案で詰めていたわけでございます。

循環バスにつきましては、短期的な運営ではなくて、観光客のために長期的に運営することで大きなリスクを負うということが懸念されたというところが一番ではないかと思いますけれども、そういったことで観光協会では慎重な姿勢であったということでございます。

一方、松島には、西行戻しの松公園とか双観山とか松島海岸中心部以外にもすばらしい観光 スポットが存在するわけでございまして、これら観光客に、まだ知られていない名所をめぐ る魅力的な循環バスも含めて、二次交通のあり方については、事業の採算性、リスクを解決 する方策を今後とも模索してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長(櫻井公一君) 尾口議員。

○9番(尾口慶悦君) だから、今、副町長が言ったように、送迎バスだから観光協会としては できないよと、こういうふうなこともわかるんでありますが、循環バスとして、二次交通と してしていくのであれば、町がそういうふうな考えであれば、それは循環バスでやれば、で きないことはないんじゃないですか。大観荘のために送り迎えするんだからとか、どこどこ のために送り迎えするんだからやるんだよと、こういうようなことでないわけでしょう。こ の前の新聞にもあるように、ルートの見直しをして再出発してはどうなのかと。必要性は、 ここでは町も認めていると書いているんだけれども、町は認めないわけでしょう、実際は。 いいのであれば、そのルートを変えて、そして循環バスにして、西行戻しの松に行くとか、 双観山に行ったら、西行戻しの松にお客さんがなくて困っているというときに、1人でも2 人でも、あそこに入ったら、町で貸しているところもよがんべしですよ、1人でも観光地を 見てもらえば、これも町としては最大の効果だと思うんです。それを、観光協会、送迎バス、 って、だからだめなんだって言ったと。これだけで町は終わらせるのはおかしくないですか。 そしてさらに、これも色川議員が言っているのでありますが、このまま終わらせるのはしの びないと、松島町の観光バスの運行会社が、私のところでやってもいいと、こういうふうな 話で来ているということも聞いたわけでありますが、そういうふうなものがあれば、町とし てそういうふうなものを考えて、観光協会にリスクを与えようとするから、観光協会でやん だって言うんだと思うんですよ。観光協会そのものも、私は、必ずしもいい話ではないと思 うんですよ。協会の人たちも、自分のうちのなにを先に考えて、町全体、観光地松島として の考え方が統一されていないところもあるような気がするんです、私ら観光協会の役員さん 方と話をしても。だけれども、その辺は、町から常務理事も出ているわけでありますから、 町としての方針も打ち出していかなければならない。打ち出すことが必要だと思うんですよ。 そして、リスクは最小限にとどめるようにしたらどうなのやと。

今、松島でどんなことをしたって、歩行系だって、今てくてくと歩く人はおりますよ。だけれども、松島駅におりて松島海岸までといったら、かなりの時間歩かなければならないわけですよ。それがなにで、いる人たちもおると思うんです。そういうふうなことは考えられなかったのか。

そしてさらに、もし観光業者が来て、バス会社が来て、こういうふうなことやるけれどもど うなんだと言われたときに、観光協会にどうなんですかと、幾らぐらいまで出してもらえる んですかとか、そういうふうなところまで詰められたんですか。これを見ると、町長までも、 行ってみて、この間行きましたら、町長には口頭で説明しているんですと、こういうような ことでありますが、課長さんの専決事項なんです、復命書だから。これは、課長にも聞きました。課長は、町長に全部報告していますと。町長に報告したら、町長はこれでいいと言ったんですか。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁、大橋町長。
- ○町長(大橋健男君) 課長から報告を受けまして、私も観光協会長さんとお話はさせていただきました。状況も把握いたしました。

そういう中で、一応今の話というのは、一たんここで切るということでございますので、一 応納得したといいますか、そういう方向を決めたと。どういう方向かといいますと、今の循 環バスというものを、町と観光協会とが、またあと業者も含めて、共同して今の形を継続す るということについては、そういう選択肢はないというふうに判断したということでござい ます。

観光協会でリスクがあるからといって、極めて慎重になっているものに対して、それでは町がそのリスクをすべて負うかと。それは、議会の方々も含めて、ご納得いただけるかどうかわからないと私は思うんです。

それで、言うまでもないことですけれども、自治体が収益事業をすることで失敗した例というのはいっぱいあるわけです。それの反省のもとに、今の自治体のありよう、それから財政のありよう、そういったものがあるわけでございますので、松島町が、いわゆる二次交通の必要性は認めております。認めておりますけれども、その事業を町がやるということについては、これは町民の方々のご納得も得られないし、また町の、いわゆる事業者としての力量は及ばないのではないかというふうに考えているわけですから、町ではなくて、主体として観光協会さん、いかがでしょうかというふうな話をさせていただいているわけです。

先ほど、仙台市のる一ぷるバスのお話が出まして、る一ぷるバス大変好評なんですが、あれはもともと2台で回していたやつを1台ふやしたとか、コースもふやしたということもありますが、仙台市のバス事業としては、その前に観光バスというのをやめておりますので、松島にも以前来ておりましたけれども、そういった観光バス事業からは手を引いて、あのる一ぷるバスに変換しているということもありますので、仙台市ですらそういう状況でございますから、松島が直接に事業主体として二次交通を運営するというのについては、相当の検討なり、事業性の検討なり、そういったものが必要かというふうに思われますので、今の言ったような結論になるわけでございます。

○議長(櫻井公一君) 尾口議員。

○9番(尾口慶悦君) 町長はそういうふうに言うけれども、滞在型にしていきたいと、滞在型 観光地にしていきたいと言っているんです、町長。そのときに、観光ルートをつくって、そ このところを循環するバスは、最大の効果があるのではないかという気がするわけですよ。 町民も納得する。

町長は、滞在型観光地にするんだといって、外国に行ったり、遠くに行ったり、ここですと 伊達な広域観光圏6市4町、仙台、気仙沼、登米、大崎、奥州、平泉まで、それから湾岸3 市3町、塩竈、多賀城、東松島、七ケ浜、利府、松島の魅力を内外に情報発信して、滞在型 観光地のエリアづくりを推進してまいりますと、こういうふうにずっと言っているわけです よ。滞在型観光地にするのに、言葉だけではできないわけですよ。

そうしてきますと、観光地のルートづくりをして、そこのところを循環させるバスを町で出 しても、町民の理解は得られませんか。私は、そういうふうなことだから、町の全体の観光 というのをどうつくっていくのやと。そのときに、観光地ルートをどうしていくんだと。そ して、お客さんをどういうふうに回すんだと。今、頼賢の碑だって行かないわけでしょう。 瑞巌寺のところに来て、五大堂と瑞巌寺を見て帰っていく。日帰りの観光客も、物産展やな んかではうんと大切なお客さんだと思っているんです、私。滞在するのは、大きなホテルに 入ったら、大きなホテルにお土産みんなあって、あとは次の日、バスで出ていってしまうと。 こういうふうなことになるわけでしょう、滞在型だと。あそこに来て、時間を少しでも多く 費やせれば、そういうふうな時間があって、お客さんは滯在するんですよ。あそこのウチマ ツに舗装ですね、石畳にしたからお客さん滞在するんじゃないんですよ。そういうふうにこ の間でなにでは書いていましたけれども、そんなものでお客さん、滞在型ふえるわけない。 そうすると、観光地のルートをつくらなければならない。ルートをうまく周遊する循環バス が必要になってくるわけですよ。そういうことをしないで、滞在型観光地をふやすんだ、は い外国だ、広域だと言っていても、お客さんはふえてこないと思いますよ。これが町長の仕 事だと思うんですよ。滞在型なり、そういうふうな観光地に、いかにお客さんを連れてくる かと。毎日仕事をしているのは、一々字間違っただの見ているのは町長じゃないんですよ、 町長することないんですよ、それこそ。

だから、そういうふうなものをいかに有効に活用させるかと。町長はそういうのばかり頭使っていればいいんですよ、本当に。それなのに、観光協会もやんだって言った、だから町民も納得できないだろうと。納得すると思いますよ、私は、そういうふうななにしていけば。町長のもう一回の回答をいただいて終わりにします。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁、大橋町長。
- ○町長(大橋健男君) 尾口議員の思いはひしひしと伝わっておりまして、気持ちはわかるわけでございまして、同じように私も思っているんですが、ちょっと議論がすれ違っているところは、こういうふうにやりたいねと、こういうふうにすればこういうふうになるのではないかというところはいいんですけれども、そこから先、循環バス、つまり二次交通を運営する、事業として興すかということになると、そこのところは事業として成り立たないと大変なわけでございまして、そこのところが問題だというふうに私は言っているわけです。

それで、バスを走らせて、お客さんが常に1人で、または空気を運んで走らせるというようなことになりますと、事業そのものが継続しないわけですから。継続する事業でもって効果のある観光をしていただくのが目的でございますので、その継続するような事業が、どういうふうにしたらいいのかというのを考えていきたいなというふうに思っているわけでございます。

- ○議長(櫻井公一君) 尾口議員。
- ○9番(尾口慶悦君) 最初から採算とれるならだれもするんですよ。採算とれないところをやっていくのが行政の仕事でもあるんです。そこのところは、町長、十分理解してかからないと、採算とれないからしないんだ、行政は必ずしも採算とれなくたっていいところもあるんですよ。採算とれるところばかり行政がするんでないんですよ。だから、投資というのは当然必要なんだと。投資しているうち採算がとれるようになるかもしれないんですよ。そういうふうなところを十分考えて行政は運営してほしいと、こう要望して終わります。
- ○議長(櫻井公一君) 尾口慶悦議員の一般質問が終わりました。

次に、7番渋谷秀夫議員、登壇願います。

〔7番 渋谷秀夫君 登壇〕

○7番(渋谷秀夫君) 7番渋谷でございます。

環境美化推進について伺います。

ハードな事業についての質問が続きました。環境美化促進も、これはソフトでございますが、 ソフト事業も大切でございますので、よろしくお願い申し上げます。いかにも小中学校における 生徒会活動のテーマみたいに感じられるかと思いますけれども、生来きれい好きである自分にと りましては、このテーマはライフワークとなっているところであります。

過去に行いました活動の一端をちょっと申し上げますと、今から30年ほど前になりますが、 当時団体の同僚であった色川晴夫議員、それから片山正弘議員たちと一緒に実施した事業が ございます。当時3名とも青年の真っただ中でありました。リーダーは当然私でございます。 松島を訪れてきます観光客のために、皆様も見たことがあると思うんですが、「クリーン松 島」を合言葉に町をきれいにしてお客様を迎えようという考えのもとに、毎月1回、早朝約 2時間ずつ、1年間継続し、清掃奉仕作業を実施したものでございます。場所は、双観山駐 車場周辺でございました。当時回収した空き缶の数は、約1万個ほどと記憶いたしておりま す。成果といたしましては、付近の雑草整備も含め、大変見違えるようにきれいにすること ができたわけであります。これらの事業が認められまして、「松島をきれいにする会」という のがありますが、そこから大きな表彰状を受け、その後の整備につきましては、宮城県の公 園管理事務所の方で管理してくれるようになりました。それが現在に至っておるわけでござ います。当時、3人で話し合ったことは、私たちの民間の活動は小さいんだけれども、それ がやはり長年蓄積していくと大きなものになりまして、やはり官も動かせるんだという、そ ういう何か自己満足的な感覚も起きたのは確かでございます。

私たちの町では、昭和60年3月に松島町環境美化の促進に関する条例を制定いたしております。第1条の目的でございますけれども、町民、事業者、土地または建物の占有者等が一体となって、空き缶、空きびん、紙くず、たばこの吸殻等のごみの散乱を防止するとともに、散乱ごみ清掃を行うことによって環境美化の促進を図ることを目的とするとあります。環境美化の推進は、松島町としてのまちづくりの第一歩であり、また大きなテーマでもあると思います。松島は、私たちにとりまして、ふるさとであり、またよそから訪れてくる人にとっては、日本三景の松島であります。いつまでも、そして永遠に美しい松島でなければなりません。町として、また地域としてさまざまな環境美化促進のための取り組みが行われておりますが、それらのことについてお伺いをしたいと思います。

第1点目はですが、一般ごみ及びリサイクルの収集量、数の変化についてであります。町としては、当然ながら減量化を目指しているわけでございますが、その数値は、今年度、あるいは前年度まででございますが、どうなっているのかお伺いをしたいと思います。減量化対策としてはどのような対策がとられ、また実施されようとしているのか伺いたいと思います。

第2点目は、全町一斉清掃の成果についてであります。ごみゼロ運動とも呼ばれる5月の一 斉清掃と秋9月の2回実施されていますが、どのような状況になっていますか。

それから、地域にありましては、清掃区域が狭いのか、最近ごみの落ちている量が減ってきているのか、あっという間に作業が終了している様子が見られます。せっかく頑張って清掃開始時間に集合したら、ほぼ作業が終わっていたとぼやく人も時々おられるようであります。

また、作業手順、場所等については、地域の判断にゆだねているのかとは思いますが、町と 地域の関係者、その方々との打ち合わせがあってもよいのではないかと思うのですが、その 点お伺いをしたいと思います。

第3点目は、私が今回一番に伺いたいことでありまして、民間所有地の雑草処理問題であります。この件は、私たちの住んでいる地域全体の問題でもあります。特に、観光シーズンが目前に迫っている海岸地区におきましては、常日ごろ互いに地域住民の監視のもとに、しっかりとした庭や、あるいは空き地の手入れが望まれると思うわけでございます。せっかくの一等地が、草ぼうぼう生えている。現在は枯れ草のようでございますが、景観が台無しとなっております。皆様もお車で通られたとき感じられることと思います。感じない方は、やや問題かと思います。

町で、ただいま策定中かとは思いますが、あるいは検討中かと思いますが、景観条例には、 雑草処理についても加わるものと思いますが、それまでの間、町内会でその対応となるので しょうが、無理な場合、観光協会、あるいは町が指導していくべきと思いますが、その点ど のようにお考えなのか、この3点についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いしま す。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁を求めます。西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) それでは、渋谷議員の環境美化推進についてのご質問にお答えいたします。

まずもって、渋谷議員の環境美化に関しましての長年のご活動に改めて敬意を表したいと思います。

それでは、まず初めに、松島町の廃棄物処理量の推移といたしましてでございますけれども、年々着実に減少傾向にありまして、平成19年度と平成20年度を比較いたしますと、1人1日当たりの排出量で約50グラムの減量化が図られております。この要因といたしましては、これまで町で取り組んでまいりました3R、ごみの排出抑制、再使用、再生利用の頭文字の3Rでございますけれども、その推進について住民の皆様にご理解いただき、高い意識を持って取り組んでいただいているということでございます。また、高城町商店街でのレジ袋使用削減の呼びかけとか、宮城生協Aコープでのレジ袋有料化などに見られるように、そういった各事業所での取り組みの成果であるというふうに考えております。

さらなる減量策といたしましては、3R推進を継続するとともに、事業系一般廃棄物につきましては、旅館、ホテル、飲食店などから排出される生ごみの有効利用及び焼却処分の減量

化に向けて取り組んでいるところでございます。具体的には、利府町内の堆肥化処理施設への搬入体制の整備のほか、許可業者と町では、町のごみ処理減量化に向けた協議を今重ねておりまして、少ない設備投資で実現が可能で、なおかつ生ごみを微生物によって発酵分解して水蒸気に気化させるという減容処理する生ごみ減容処理システムというのを導入いたしました。平成22年1月から町内4軒のホテルの生ごみ処理に着手しておりまして、今後その範囲の拡大に向け、町としても啓発の面でバックアップしていきたいというふうに考えております。

次に、全町の一斉清掃の関係でございますけれども、町内の一斉清掃は、5月のごみゼロ運動が、平成10年度から、これまで11年間実施されておりまして、秋の一斉清掃は仙台・宮城デスティネーション・キャンペーン期間に先立ち、2年前から実施しているところでございます。その成果といたしましては、多くの住民の方々、住民団体、町内外の民間企業の方々のご協力をいただいて、たくさんのポイ捨てごみや不法投棄された粗大ごみ、これらの回収のほか、公園や道路周辺などの除草実施による環境美化が図られていることと、住民の皆様がみずから地域の環境美化に取り組む意識を持っていただき、町内の一斉清掃以外の時期に定期的な清掃活動が活発に行われるようになったということでございます。

以前は、町内一斉清掃について実施場所、日時、実施方法など詳細に町からお示しして実施 していただいておりましたけれども、現在は、一斉清掃期間として地域で定める清掃計画を 尊重して実施していただくという方法にしております。

町といたしましては、今後も地域での計画を尊重しながら、地域の実情に合わせた実施方法 について地域関係者と協議をし、サポートを継続していきたいというふうに考えておるとこ ろでございます。

最後の民間所有地の雑草の処理の関係でございます。空き地、空き家等の雑草処理につきましては、苦情や相談をいただいた場所について、所有者を調査し、文書または訪問によって 雑草の刈り払いや定期的な管理について指導しております。

また、所有者が町外に在住の場合には、送付文書に参考として、除草など作業請負業者として、例えばシルバー人材センターの連絡先などを記載してお送りしております。町といたしましては、防災上の安全確保を最優先させる場合を除きまして、土地所有者に対応していただくべきものというふうに考えておりますので、今後とも指導を継続していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長(櫻井公一君) 渋谷議員。

○7番(渋谷秀夫君) 第1点目の件でお聞きしますが、4軒のホテルで現在微生物処理を行っているということを聞きましたが、このホテル名はよろしいでしょうか。

あともう1点、不燃ごみの増加が異常にふえているのが、20年度の成果表であるわけでございますが、これに対する対処方法は、町としてはお考えはありますでしょうか。その辺をお伺いします。

それと、2点目につきましては、町条例の第7条に環境美化促進重点地域の指定とあるわけでございますが、今は地域の自主性にゆだねているわけでございますけれども、各地域には、美化推進委員という方がいて、一生懸命美化に関しまして頑張っているわけでございますが、この方たちとの話し合いも年に1回ぐらいはおありなのかなと思うわけですが、そういう方々の意見も取り入れていることがあるのか。一応地域にゆだねるのは、それはいいんですが、最近余りにも経済が影響しているのかしりませんが、落ちているごみ、空き缶等が少なくなっている現状にありますので、その点について、もう一度お伺いをしたいと思います。町と地域関係者との話し合いが、やはり必要なのではないかなと思うわけでございます。

それから、3問目につきましては、町当局からは、その管理者ですね、空き地の、あるいは所有者に対しまして、たびたび勧告をしているというお話でございますが、しかし、現実的には整備されていないところはあります。やはり、これには町当局の強い指導力が必要かと思います。また条例を出しますけれども、第4条に土地又は建物の占有者等の責務というのがうたってあるわけでございますので、やはり町当局から言っても言うことを聞かないのは、一民間人から電話しても、これは言うことを聞かないのかなと思いますので、その辺は、条例もあるんですよと毅然とした態度を町が示してくれればなと、私個人的には考えるところであります。以上の点についてお願いいたします。

- ○議長(櫻井公一君) 再答弁を求めます。佐藤総務課長。
- ○総務課長(佐藤幹夫君) まず最後のご質問ですけれども、町としては、防災上の観点からも、住宅地、特に空き地でございますけれども、そういう面での指導はしております。そして、その中で、町内に住んでいる、直接自宅に訪問して、こういうわけですよということで事情を説明して刈り取ってもらっている方もおります。また、先ほど副町長が答弁しましたけれども、町外の方に対しましては、文書でお願いしております。昨年は、ことしですか、件数として約21件ほど文書を出しております。

また、議員ご指摘の海岸地、私も通勤の通路ですので、やはり気になっております。過去に 一度刈ってもらった例もあるんですけれども、また今再度出しているんですけれども、まだ 刈っておりません。そういう面は、やはり観光シーズンを迎えた上では、どうしても不快感を与えますので、何回でも文書なり、そしてまた、もし電話番号がわかるのであれば直接電話等でお願いするというふうな手段をとっていきたいと思います。

それからあと、地域との話し合いですけれども、これは各区長さん、それから環境美化の 方々とは随時、やはりパトロールもありますので、その報告がてらに町に訪れて、その対応 の仕方とか、それからあと、ごみ一斉清掃の仕方とか、それは全体ではございませんけれど も、お話し合いはしております。

なお、今後とも、その確認、または区長さん方とも、環境美化の推進という観点から、話し合いは本当にしていきたいとは思っております。

それからあと、1番目の微生物の廃棄物のあれですけれども、壮観と一の坊とセンチュリーと大観荘でございます。以上でございます。

- ○議長(櫻井公一君) 渋谷議員。
- ○7番(渋谷秀夫君) 3番目の、今、課長の方から答弁がありました。何度言ってもやっても らえないというところがあるわけでございますが、その場合、これは町の施設管理なりなん なりで勝手に刈るということは、これは法規上無理な状況なのでしょうか、それだけお伺い します。
- ○議長(櫻井公一君) 答弁、佐藤総務課長。
- ○総務課長(佐藤幹夫君) 他人の土地の進入ですから、それはちょっと法的に困難なのかなと 考えております。
- ○議長(櫻井公一君) 渋谷議員。
- ○7番(渋谷秀夫君) 終わります。(「休憩」の声あり)
- ○議長(櫻井公一君) 渋谷秀夫議員の一般質問が終わりました。

休憩という動議が出ていますので、休憩をとりたいと思います。

再開は14時15分といたします。

午後2時03分 休憩

午後2時15分 再 開

- ○議長(櫻井公一君) 会議を再開いたします。
 - 一般質問を続けます。

17番小幡公雄議員、登壇願います。

〔17番 小幡公雄君 登壇〕

○17番(小幡公雄君) 17番小幡です。

「松島ブランド米」立ち上げの事業支援を表明しているが、町産米の食味品質評価(格付) はどのようなものですか伺いますとお願いしておりました。

それで、まず松島ブランド米とはどういうものなのかお示しいただきたいということと、それから宮城県産米、環境保全米として「ひとめぼれ」が推奨されておりますけれども、町産米での食味、作付全銘柄について、どういう評価がなされているのか、全体的なものを教えていただければありがたいと思います。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁、西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) それでは、小幡議員のご質問にお答えいたします。

まず、松島ブランド米とはどのようなものかについてでございます。

昨今、食の安全・安心や地域環境の保全が急がれている中で、地元農家と旅館、ホテル業の 方々が連携し、特徴ある米を提供する取り組みがさまざまな地域で行われております。本町 でも、このような取り組みをしていくことが大変重要であるという認識しているところでご ざいます。

松島ブランド米は、宮城を代表する銘柄米の「ササニシキ」や「ひとめぼれ」の品種を活用し、減農薬や減化学肥料を使い、本町で生産される環境保全米であります。環境保全米の生産を通して、「ササニシキ」や「ひとめぼれ」のおいしさを見直してもらうとともに、日本三景松島の環境保全を進め、安全・安心な米による地産地消を全国に発信していくということが、松島ブランド米のコンセプトというふうに考えておりまして、町、JA仙台及び生産者が共同して開発に着手しているところでございます。

次に、米の食味評価ということでございますけれども、まず食味評価につきましては、一般的に水分、タンパク質、でんぷんの主成分の一つでありますアミロース含量や米に含まれる脂肪の酸化の進み度合いをあらわす脂肪酸度で計測されていまして、これらの点数が80ポイントで一番のスペシャルランク、70ポイント以上で2番目のAランクということになります。

また、品質評価というのもございまして、これは整粒歩合といった一定量の玄米の中に存在する整った形の米粒の割合、死米という米の成熟が途中でとまってしまった米、米にひび割れがある胴割米及び米粒の一部が変色する着色粒など、多くの米の外観部分で構成されております。

松島地区で生産される米の、まず食味評価の方でございますが、これはスペシャルランクと

Aランク、おおむね半々でございまして、日本産米の食味の標準的な点数でございます60から65ポイントと比較しますと、食味の評価が、松島米の場合は高いという傾向にあります。 品種別では、「ササニシキ」「ひとめぼれ」「まなむすめ」の順に食味の評価が高くなっておりまして、また環境保全米と一般米の食味評価を比べた場合、環境保全米は堆肥等の成分を含む有機質肥料を施養することによりまして、食味の評価が一般米より向上するというふうに言われております。

このようなことから、一般米の品質を保ちながら、米全体の作付の3割程度ではありますけれども、松島産のおいしい環境保全米の開発を進め、町の地産地消の推進につなげていく必要があるというふうに考えております。

また、一方の品質評価でございますけれども、これにつきましては、一般米及び環境保全米も玄米の選別に際し、選別機の編み目が1.90ミリメートルと大きめの網を使うことで、整粒歩合を80%以上の1等米に仕上げることが目標とされておりまして、米の選別作業が実施されておるところでございます。

このよう取り組みが功を奏しまして、町内米全体に対する1等米の比率は、82.8%と目標値より高くなっておりまして、町内米の食味評価や品質評価につきましては、宮城県内では中より上のランクというふうに考えております。

また、本町の22年産米、環境保全米の作付についてでございますが、「ササニシキ」が34名の方々、33へクタール、「ひとめぼれ」が55名の方々、121へクタールという作付される予定というふうに考えているところでございます。以上でございます。

- ○議長(櫻井公一君) 小幡議員。
- ○17番(小幡公雄君) 松島ブランド米ということだったものですから、これはコンセプトであって、特別な品種ではないということのようでございます。ブランド米というふうに表示されましたから、例えば鳴子のやっているような、何か新たな品種でも開発されて出されるのかなということでお聞きしました。

それから、食味をお聞きいたしましたのは、この本議会でもお話しされておりますマケシミズというような地区もあるということで、品質を懸念されている発言が大分あったように見受けておりましたので、その点について、あの地区の部分の米の品質はどうなのかと。それで、全体としてそういうものの使用等あるのかどうかということを聞いてみたかったんですが、その辺はいかがですか。

○議長(櫻井公一君) 阿部産業観光課長。

- ○産業観光課長(阿部祐一君) 食味評価につきましては、個々の個人名に関するものでございまして、農協の方に問い合わせしておりますが、資料として出せるものはないということでございますので、ご了承願いたいと思います。
- ○議長(櫻井公一君) 小幡議員。
- ○17番(小幡公雄君) 実は、全農家に去年おととし、それ以前から食味評価は出ているわけですけれども、全農家対象に食味評価のものが出されておりまして、私も一昨年、5軒しか町内で環境保全米作付しなかったわけですけれども、私もやってみました。そういう経緯があるものですから、当然農協の方ではその把握をしているということで一応お尋ねしてみました。ないということであれば、その辺は町内で使うときにお気をつけいただきたいと思います。

それから、せっかく県内でもおいしい米という評価を、みずから我々が成していくという中で、学校給食だけは給食会というルートのために食されないというようなことがあります。 その辺は、なぜそうなっているのかというのは、常任委員会で聞いておりますが、この辺のことについても、学校給食に採用なれるような方策をぜひとっていただければなと思うんですが、その辺は執行部としていかがでしょうか。

- ○議長(櫻井公一君) 阿部産業観光課長。
- ○産業観光課長(阿部祐一君) 学校給食につきましては、私の方でも問い合わせはしていると ころでございますが、パン給食から米にかわる時点で、一部業者の名前も出してしまいます が、円満堂さんから、あとの関係で学校給食米については環境保全米を使用できないという ようなことで聞いておりますが、詳細につきましては、教育委員会の方でお願いします。
- ○議長(櫻井公一君) 亀井教育課長。
- ○教育課長(亀井 純君) 学校給食の方での米につきましては、若干、先ほど議員もおっしゃっていましたように分科会の方で触れさせていただきましたが、今、県内産ということで使わせていただいている銘柄としては「ひとめぼれ」。それで、なるべく近隣の米を使ってほしいということで、こちらからお願いして近隣で使われているお米を使わせていただいているという状況にあります。この松島ブランド米につきましては、私どもとしても持ち帰らせていただきまして、今後どう取り扱えるか、学校給食会の方と打ち合わせをしていきたいと、このように思います。
- ○議長(櫻井公一君) 小幡議員。
- ○17番(小幡公雄君) よくわかりました。

それで、新聞等でも発表になっておりますから、全農家がそういう方向で行くというのはわかっているだろうと認識するわけでございますけれども、各農家、何軒あるんですか、ちょっとそこまでは把握していませんが、こういうことをやるよというようなことで頑張っている農家も、いわゆる有機農業に励んでいる農家もあるのではないかと推測されますけれども、そういうところの米をできるだけ地元で評価してあげるような方策にもとっていただきたいなということをお願いして終わります。

○議長(櫻井公一君) 小幡公雄議員の一般質問が終わりました。

以上で通告いただいた一般質問が終わりました。

日程第3 議案第21号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例 の一部改正について

○議長(櫻井公一君) 日程第3、議案第21号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。討論を 終わります。

これより議案第21号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(櫻井公一君) 起立全員です。よって、議案第21号職員団体のための職員の行為の制限 の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第22号 松島町次世代育成行動支援計画の策定について

○議長(櫻井公一君) 日程第4、議案第22号松島町次世代育成行動支援計画の策定についてを 議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますか。5番阿部幸夫議員。

○5番(阿部幸夫君) 3点についてお伺いしたいと思います。

まず、5ページなんですけれども、1次産業、2次産業、3次産業と棒グラフ的にありますけれども、1次産業、2次産業が、どちらが1次でどちらが2次か、その辺の区分けがちょっとわかりにくいので、教えてもらいたいと思います。

それから、41ページなんですが、当初始まったときですね、チャイルドシート等は、返納するときにクリーニングをして返納するんだという形に私は覚えておるんですけれども、今現在もそのような形なのかなという形でお願いしたいなと思います。

それから、72ページと62ページも載っているんですが、質の向上というのが一応62ページでは、保育所、幼稚園、質の向上となっているんですが、72ページでも1から8までの間で、⑦サービスの質の視点とありますが、この質の向上、また質の視点ということは、私独自で考えたものは、この辺で、例えば民間企業に委託すればこれが解消するのかと、そういう質疑内容はされ……、私はそういう直観的に思ったんですけれども、この質の向上とかサービスの質の視点とか、そういう内容はどういう形でとらえればいいのか、その辺をお知らせ願いたいと思います。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁を求めます。安部町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(安部新也君) まず、5ページの産業別のちょっと色が、1次産業、2次産業 の区別はどちらかということなんですけれども、1次産業と2次産業は色合い的に同じよう なんですけれども、もちろん3次産業……、左から1、2、3となっております。以上でございます。
- ○議長(櫻井公一君) 佐藤総務課長。
- ○総務課長(佐藤幹夫君) チャイルドシートの貸し出しですか、議員のおっしゃるとおりクリーニングはしてもらっております。ただ、今現在の貸し出し状況というのは、余り利用はございません。そして、多いのが、里帰りしてきまして、短期的な1日、2日借りる方が多くなっております。そのときに、長期ではないものですから、余り汚れていない場合、そのまま返納してもらっております。以上です。
- ○議長(櫻井公一君) 安部町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(安部新也君) 72ページの先ほどの3番目の委員会の任務の中のサービス利用 者の視点ということなんですけれども、これにつきましては、いろいろな保育施設のサービ スの利用、それから幼稚園のサービス利用の視点ということで、その辺の内容につきまして、 いろいろ策定の中でその辺を議論したところでございます。以上でございます。
- ○議長(櫻井公一君) 5番阿部議員。
- ○5番(阿部幸夫君) 同じものが62ページに、保育所であれば84、幼稚園であれば68という、 出ていますよね。ですから、そこにも質の向上という、町民の方というか、使われる方がど ういうものを望んでいるのかなと。私自身は、質の向上であれば、こういうものを踏まえて、

また72ページの計画策定に当たって、またそこでもサービスの質の視点という形をとられていますので、今まで行政でやってきたのが、これは民間で、極端に言えばですよ、質の向上とかサービスの質の視点というのは、解消されるものもあったのかなと思って、その辺の話し合いとか、そういう問題は出なかったのかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

- ○議長(櫻井公一君) 安部町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(安部新也君) 特に、その点については、強く策定委員会の中でも出なかった と思います。以上でございます。
- ○議長(櫻井公一君) 他に質疑ございますか。17番小幡議員。
- ○17番(小幡公雄君) 17番小幡です。一般質問でも出ておりましたけれども、病後児保育の整備、これが後期目標の一つに挙げられておりますけれども、前期には達成できなかった唯一のもののようでございます。それで、これの実態、利府町では先へ進んでいるというようなことがございました。私、たまたまテレビで、この病後児の場面を全国放送でやっているのを見たわけですけれども、全国的に赤字で、医者の方では無理だと、こういうドキュメンタリーみたいな、ルポですか、の放送がされておりました。

ただ、国では、これを後期計画にきちんと入れるという、目標値、報告が求められる事業に入っておるわけですけれども、ルポの部分を信用すれば、多分に、これは全国で全部挙げさせられるわけですけれども、今医者も足りない云々という中で、こういうものをどう扱っていくのか、その辺をちょっとお聞きしたいということと、それから2市3町で、たまたま私も参加しているわけですけれども、2市3町の福祉部会では、こういうことについて、広域でやれるものはやろうというような話も前向きに進んでいるわけですけれども、町長の方で、こういったものについて他町のトップとお話し合いなさることがあるのかどうか、その辺をお聞かせください。

- ○議長(櫻井公一君) 安部町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(安部新也君) 病後児の保育対策なんですけれども、やはり小さい町の単独ではなかなか難しい面もありまして、小児医療に関しては、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実、拡幅に取り組むことを、特に小児救急医療含めまして、近隣の自治体、それから県を含めまして、関係機関と連携のもとに取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。
- ○議長(櫻井公一君) 大橋町長。

- ○町長(大橋健男君) 首長の間の話し合いで、この話は出ているかということですけれども、具体的には記憶にないです。これから出るかもしれませんけれども。
- ○議長(櫻井公一君) 17番小幡議員。
- ○17番(小幡公雄君) こういう計画が出されておりますので、ぜひ町長みずから、ちょっと困っているんだと、松島町は。利府町は何か始められているようだけれども、どういうふうなこととか、そういうものをぜひトップとして、七ケ浜、多賀城、いろいろあるわけですから、例えば塩竈市立病院などは、ちょっと空きがあって困っているとか、いろいろなことがあるわけで、そういう施設はきちんとしたものがあるわけですから、医者の確保とかいろいろな、そういう話をね、話題提供でもして、具体的にこういうものにのってくるような方策をとっていただきたいということでございます。
- ○議長(櫻井公一君) 他に質疑ございますか。3番髙橋辰郎議員。
- ○3番(高橋辰郎君) ちょっとわからないことなので、教えていただきます。

トワイライトステイ、ショートステイ事業、これは広域で検討していきたいということなんですが、まずこの内容をひとつお聞かせください。

それから、休日保育はニーズを調査するということなんですね。これは、いろいろなやり方があって、私はニーズ調査をする必要はない、乱暴に思います。なぜかというと、やればいいんです、端的に申し上げて。すればいろいろな都合で、きょうだけ、休日だけでお願いしたいというケースは必ず出てくるんです。これを10人以上でなければだめとか、そういう制限をつけますと、やらないことに決まってしまうんです。私も、NPOやってつくづく感じました。その日の朝に来るんです。これが本当のニーズなんだろうと思いますよ。予期せぬことが起きて、予期せぬ対応を迫られて、おすがりするところがないということで利府の方も来ました。隣の東松島の方も来ました。やれば必ずあるんです。数の世界ではないんです。その人は、松島に対する安心感を持つんですよ。今、小幡議員が言った病後児も利府はもうやっています。これは、今まで仙台市におんぶしていたんだそうです。今度は、町独自の町のお医者さんとの協働で1カ所開設をしたいと、こうおっしゃっていました。ですから、これも担当者、まして庁舎内で検討委員会、作業部会をつくったというのであれば、近隣も調べる必要があったのではないかなと思います。何か答弁がいただくことがあれば教えてください。

それから、留守家庭の児童学級ですが、厚生労働省に基準があるやに聞いているんですが、 1人当たり1.65平米必要なんだと。30人に対して1人の先生といいますか、見守ってくださ る人が必要なんだと聞いていますが、我が町は、この厚生労働省基準があるとすればですよ、 よくわかりませんので、その基準を満たしているんですか、そこをお聞かせください。現況 で結構です。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁を求めます。安部町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(安部新也君) まず、トワイライトステイなんですけれども、これにつきましては夜間保育ということもありますけれども、それ以降の朝方までの保育ということでございます。

それから、休日保育なんですけれども、近隣の自治体なんかはどうなのかなということなんですけれども、一定のニーズはあるものの、やはり近隣の市町でも事業をとりやめているところもございます。そういう意味におきましても、現実的なニーズ調査が必要であるという形でまとめさせていただきました。以上でございます。

- ○議長(櫻井公一君) 亀井教育課長。
- ○教育課長(亀井 純君) 留守家庭の件について回答申し上げます。

面積基準と、満足しております。それから、指導員の基準ですけれども、30人に1人、そのとおりでございますが、うちは7人でやっておりますので、満足しております。以上でございます。

- ○議長(櫻井公一君) 高橋辰郎議員。
- ○3番(高橋辰郎君) 子どもは生来動き回るものなんです。この基準は、こういう基準をつくりましたよということで、これを上回ってはならないということはないんですよ。私、隣の大郷を見てきました。我が町の3倍ぐらいの面積で15人です。人口や子どもの数によってそうなったんだと思いますが、我が町は70人前後なんです。狭過ぎる。何をやっているかというと、何かゲームのような、ボタンをこうして遊ぶやつね、とか、絵をかくとか、ぬりえを描くとか、そういうことなんだろうと思います。それでいいんだということにはならないんです。もっと広い面積を必要とすると思いますが、この辺はどうでしょうか。

それから、子ども図書館にちょっと触れさせていただきますが、充実を図るとあるんです。 それで、勤労青少年を児童館にする、こう言っているんですよ。そうすると、あそこの図書 館を充実をするとも読みかえることができるんですが、そういう理解でよろしいんですか。

- ○議長(櫻井公一君) 亀井教育課長。
- ○教育課長(亀井 純君) 約70人の子がいるということで、面積的に足りないのではないかということでございますが、今、議員おっしゃったように時間を区切ってゲームをすることも

ありますし、本を読むこともありますし、それから寝っ転ばってお友達とお話をしてという ときもあります。そういったふうな自由な時間を設けることもあります。

さらに、日によって預かる人数というのは変わるわけですが、多くの人数が来たとき、それから夏休みは母子センターで合同で保育をやっておりますので、こういったときにはBGの体育館を使ったり、プールを使ったり、少し涼しいときはグラウンドに出たりということでやらせていただいているというようなことでございます。

それから、図書の充実でございますが、もともと平成17年に勤労青少年ホームに図書室機能を持たせたときに、幼児図書、かなり入れております。さらにまた、今後ここに児童館を入れるとなれば、そういった幼児図書のさらなる充実というのはしていかなければならないと、このように考えております。

- ○議長(櫻井公一君) 高橋辰郎議員。
- ○3番(高橋辰郎君) 休日保育について、やはりニーズ調査をするという見解ですが、私は最 初からやれということを今言っているんです。ニーズをとればやらないことになってしまう んです、数が少ないから。やれば何人かは必ずといってもいいほど出るものなんです。この 結果は、松島はこれをやっているとうたい文句になりますよね。利府に行ったら、セントラ ル自動車の方が4人ほどおいでになるようです。理由は、病後児保育と児童館と保育所、ほ かと比べて非常にすぐれていると。税でいけば都市計画税、これは余計なことですから、あ れですが、都市計画税も取らないというような税の恩典がありますよ、子どもに対する福祉 が充実していますよということで、この町に決めたと。多分自画自賛もあるんだと思います が、実際議事録をとるようなお話でないので、大きな意味でそれを立証しろと今言われても 困りますが、複数で行って複数で聞いてまいりましたから、うそではない。それで、そうい うことをやることによって、住民に安心感を与えるんです。これは、金で買えない施策なん です。やはりやってみたらいかがでしょうか。1年やってみた、その結果、やめざるを得な かったいう方がかえってすっきりする。アンケート調査やニーズ調査をやってやるという、 そういう安全パイは、この施策に関しては、私は要らないと、そういう姿勢でいいだろうと、 こう思っています。そのことを申し上げて所見があれば聞きたい。

それから、教育委員会の留守家庭児童学級の面積と児童数を言いました。それで7人あてがっていると、先生は。だからあれなんだと。それから、時間帯を区切ってやっているから、総数で70名でも十分面積は確保されていると、こういうことでよろしいんですか、そういう理解でよろしいんですか。

ちなみに、近隣を見て、自分の目で研修調査をしたことはございますか。七ケ浜には4カ所 児童学級があります。その実態と比較をして、「我が町は」と、こう胸を張って言えますか。

- ○議長(櫻井公一君) 答弁、亀井教育課長。
- ○教育課長(亀井 純君) 他市町の留守家庭の様子をつぶさには見させてはいただいておりません。しかし、ここ2年ぐらい、町長から、留守家庭児童学級もある程度カリキュラムを持って、さらに目的をやってほしいという大きな宿題をいただいておりまして、例えばALTを入れたりとか、夏休みに料理教室をやったりとか、食改の皆さんとの交流をやったりとか、それから隣の公民館でイベントがあるときは、そちらに一緒に参加するだとか、そういったことでかなりの工夫をこらしています。長期の休みになりますと3日に1回は何かのイベントをやっているということで、先生方もかなり大変な状況にあるかと思うんですが、それが、最近は、留守家庭は1年生から3年生までの子たちが家に帰って1人でいる状況の子を預かるという条件がついているわけですが、家に帰ってお母さんがいる、おじいさん、おばあさんがいるという家庭の方からも、何かおもしろいことをやっているようなので、家の子を入れられませんかというリクエストまで来ている状況ですので、私どもとしては2年ぐらい、かなり頑張ったつもりでいますので、ある程度の成果ということがそれで見えたかなというふうに思っています。
- ○議長(櫻井公一君) 西村副町長。
- ○副町長(西村晃一君) 休日保育の実施についてのご提案、ご指摘でございますけれども、現在の保育所の人員の体制の中では、この5カ年、これはあくまでも5カ年の後期計画でございまして、ここに実施というのはなかなか書きにくかったのかなということでして、そこに書かせていただきました現実的なニーズ調査を実施するなど検討が必要だというふうに、この計画の中では、そういう形で表現させていただきたいというふうに思っております。

それで、議員ご指摘のように他の市町村と比較された場合に、非常にそういった意味では、 売りの一つになるのではないかというお話だと思います。休日保育の実施とか、利府町で実 施されている病後児保育であるとか、そういったことをどうしていくか、そこにつきまして は、22年度予定しております定住化の検討の中で、分科会の中からもご指摘がありましたよ うに、それも検討材料の一つとして考えていきたいというふうに考えております。以上でご ざいます。

○議長(櫻井公一君) 他に質疑ございますか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。討論を 終わります。

これより議案第22号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(櫻井公一君) 起立全員です。よって、議案第22号松島町次世代育成支援行動計画の策 定については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第23号 平成21年度松島町一般会計補正予算(第7号)について

○議長(櫻井公一君) 日程第5、議案第23号平成21年度松島町一般会計補正予算(第7号)についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。討論を 終わります。

これより議案第23号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(櫻井公一君) 起立全員です。よって、議案第23号平成21年度松島町一般会計補正予算 (第7号)については原案のとおり可決されました。

> 日程第6 議員提案第2号 父子家庭と母子家庭がともに「ひとり親家庭」として 平等に支援を受けられるよう対策を求める意見書につ いて

○議長(櫻井公一君) 日程第6、議員提案第2号父子家庭と母子家庭がともに「ひとり親家庭」として平等に支援を受けられるよう対策を求める意見書についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。討論を 終わります。

これより議員提案第2号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を

求めます。

○議長(櫻井公一君) 起立全員です。よって、議員提案第2号父子家庭と母子家庭がともに「ひとり親家庭」として平等に支援を受けられるよう対策を求める意見書については原案のとおり可決されました。

日程第7 議員提案第3号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書につい て

○議長(櫻井公一君) 日程第7、議員提案第3号改正貸金業法の早期完全施行を求める意見書 についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。討論を 終わります。

これより議員提案第3号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(櫻井公一君) 起立全員です。よって、議員提案第3号改正貸金業法の早期完全施行等 を求める意見書については原案のとおり可決されました。

日程第8 議員提案第4号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書について

○議長(櫻井公一君) 日程第8、議員提案第4号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検 討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。討論を 終わります。

これより議員提案第4号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(櫻井公一君) 起立全員です。よって、議員提案第4号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」 のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書については原案のとおり可決 日程第9 委員会の閉会中の継続審査・調査について

○議長(櫻井公一君) 日程第9、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。 各委員長からお手元に配付しました一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。申し出がありました審査・調査件名を事務局長より朗読させます。局長。

○議会事務局長(高平功悦君) 平成22年度第1回松島町議会定例会。

委員会の閉会中の継続審査・調査一覧表。委員会名、継続審査等の内容、審査等の期限の順 番に読み上げます。

第1常任委員会。観光振興について。循環バス等。9月定例会。

第2常任委員会。福祉施策の充実について。人口増と定住化促進。平成23年9月定例会まで。 議会運営委員会。次回の議会開会に伴う議会運営についての審査、議長の諮問事項及び議会 活性化に伴う調査研究。6月定例会まで。

議会広報発行対策特別委員会。「まつしま議会だより第102号」の発行に関する審査編集。 6 月定例会まで。

議員定数等に関する調査特別委員会。議員定数等に関する調査。12月定例会まで。

ゲーミング・エンターテインメント複合施設の誘致推進に関する調査特別委員会。ゲーミング・エンターテインメント複合施設の誘致推進の調査。調査終了まで。以上です。

○議長(櫻井公一君) お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査 とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫻井公一君) 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

本定例会に付議された議案の審議は全部終了しました。

平成22年第1回松島町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後2時53分 閉 会